

名古屋市地域防災計画

— 共通編 —

< 令和元年 6 月 ・ 修正案 >

名古屋市防災会議

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
1	1	<p>目次</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 公共施設の整備（風水害対策）</p> <p>第1 <u>道路、橋梁の整備</u></p> <p>第2 <u>公園、緑地の整備</u></p> <p>第3 <u>河川の整備等</u></p> <p><u>第4 都市下水路・公共下水道等排水施設の整備</u></p> <p><u>第5 港湾の整備（高潮・津波対策）</u></p> <p>第3節 公共施設の整備（震災対策）</p> <p>第1 略</p> <p>第2 <u>道路・橋梁</u></p> <p>第3～第7 略</p> <p>第4節 ライフラインの整備</p> <p>第1～第4 略</p> <p>第5 電力施設（<u>中部電力株式会社</u>）</p> <p>第5節～第11節 略</p> <p>第12節 <u>災害時要援護者対策</u></p> <p>第13節 略</p> <p>第14節 地域防災力の向上</p> <p>第1 <u>地域住民による「助け合いの仕組みづくり」</u></p> <p>第2～第5 略</p> <p>第15節～第28節 略</p>	<p>目次</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 公共施設の整備（風水害対策）</p> <p>第1 <u>道路・橋りょうの整備</u></p> <p>第2 <u>公園・緑地の整備</u></p> <p>第3 <u>河川・下水道等の治水施設の整備</u></p> <p><u>第4 （削除）</u></p> <p><u>第4 港湾の整備（高潮・津波対策）</u></p> <p>第3節 公共施設の整備（震災対策）</p> <p>第1 略</p> <p>第2 <u>道路・橋りょう</u></p> <p>第3～第7 略</p> <p>第4節 ライフラインの整備</p> <p>第1～第4 略</p> <p>第5 電力施設（<u>中部電力株式会社／株式会社J E R A</u>）</p> <p>第5節～第11節 略</p> <p>第12節 <u>要配慮者対策</u></p> <p>第13節 略</p> <p>第14節 地域防災力の向上</p> <p>第1 <u>地域での助け合い</u></p> <p>第2～第5 略</p> <p>第15節～第28節 略</p>	<p>表記の整理</p> <p>名古屋市総合排水計画の改定に伴う修正</p> <p>表記の整理</p> <p>分社化に伴う修正</p> <p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p> <p>地区防災カルテの作成に伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
第1章 総則				
2	9	<p>第1節 計画の目的</p> <p>名古屋市は、これまで、伊勢湾台風や東海豪雨などの自然災害に見舞われ、多くの尊い命や貴重な財産を、自然の猛威により失ってきた。また、今日では、名古屋市を含むこの地方は、南海トラフで発生する大規模地震による甚大かつ広範囲な災害の発生が危惧されている。</p> <p>こうした状況のもと、名古屋市においては、<u>平成18年に「名古屋市防災条例」(平成18年名古屋市条例第66号以下「防災条例」という。)</u>を定め、<u>自分で自分や自分の家族を守るという「自助」地域の住民や事業者の助け合いによる「共助」行政が市民や事業者の活動を支援し、それらの者の安全を確保するという「公助」の理念を念頭に、市民、事業者及び市が協働して、安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを進めていくことを目指している。</u></p> <p>略</p>	<p>第1節 計画の目的</p> <p>名古屋市は、これまで、伊勢湾台風や東海豪雨などの自然災害に見舞われ、多くの尊い命や貴重な財産を、自然の猛威により失ってきた。また、今日では、名古屋市を含むこの地方は、南海トラフで発生する大規模地震による甚大かつ広範囲な災害の発生が危惧されている。</p> <p>こうした状況のもと、名古屋市においては、<u>地震、豪雨等による自然災害の予防、応急対策及び復旧復興に関して、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、現在及び将来にわたって、すべての市民の生命、身体及び財産を災害から守り、安心して暮らせることが出来る災害に強い街の実現を目指していくための本市の防災に関する理念及び方向性を定めるものとして、名古屋市防災条例(以下「防災条例」という。)</u>を平成18年に制定した。</p> <p><u>防災条例については、災害対策基本法や水防法の改正、国等において近年の災害の教訓・課題を受けた防災全般の見直しが実施されるなどの近年の潮流・課題を踏まえ、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を改めて認識し、それに取り組む努力を一層進めていくために、平成31年に大幅な改正を行った。</u></p> <p>略</p>	<p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p>
3	12	<p>第3節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>略</p> <p>第2 指定地方行政機関</p>	<p>第3節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>略</p> <p>第2 指定地方行政機関</p>	

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>[東海農政局] 1～10 略 <u>11 応急用食料の供給支援に充てる在庫量の調査及び調達並びに供給体制の整備</u> <u>12 必要に応じ、職員の派遣による食料供給活動の支援</u> <u>13</u> 原子力災害発生時における、農業への影響に関する情報等の収集・連絡</p> <p>[東海総合通信局] 1 略 2 災害時における<u>電気通信</u>の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 3 被災地区における<u>電気通信施設</u>の被害状況の調査</p> <p>4～6 略 第3～第5 略 第6 指定公共機関</p> <p>[日本赤十字社] 1 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平時から計画的に救護員を<u>要請</u>・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等<u>(追加)</u></p> <p>2～5 略 第7 指定地方公共機関</p> <p>[名古屋高速道路公社] 1～3 略</p>	<p>[東海農政局] 1～10 略 <u>11 (削除)</u> <u>12 (削除)</u> <u>11</u> 原子力災害発生時における、農業への影響に関する情報等の収集・連絡</p> <p>[東海総合通信局] 1 略 2 災害時における<u>電気通信及び放送</u>の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 3 被災地区における<u>電気通信施設、放送施設等</u>の被害状況の調査</p> <p>4～6 略 第3～第5 略 第6 指定公共機関</p> <p>[日本赤十字社] 1 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平時から計画的に救護員を<u>養成</u>・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等<u>を実施</u></p> <p>2～5 略 第7 指定地方公共機関</p> <p>[名古屋高速道路公社] 1～3 略</p>	<p>農林水産省対応となったことに伴う修正</p> <p>表記の整備</p> <p>文言の修正</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		4 災害復旧工事の <u>施行</u> 等略	4 災害復旧工事の <u>施工</u> 等略	文言の修正
4	30	<p>第5節 市民等の基本的責務 略</p> <p>第1 市民の責務</p> <p>「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、自宅の耐震点検等、家具等の固定、ガラスの飛散防止など自宅の耐震性を充分把握するとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、<u>災害時要援護者</u>を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。</p> <p>また、市民自らが主体的に判断し、行動できることが重要であるため、過去に発生した災害による教訓を伝承するよう努めなければならない。</p> <p>第2 略</p>	<p>第5節 市民等の基本的責務 略</p> <p>第1 市民の責務</p> <p>「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、自宅の耐震点検等、家具等の固定、ガラスの飛散防止など自宅の耐震性を充分把握するとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、<u>要配慮者</u>を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。</p> <p>また、市民自らが主体的に判断し、行動できることが重要であるため、過去に発生した災害による教訓を伝承するよう努めなければならない。</p> <p>第2 略</p>	名古屋市防災条例の改正に伴う修正
5	35	<p>第7節 地震及び被害の想定</p> <p>第1 略</p> <p>第2 ライフライン被害</p> <p>1 略</p> <p>2 ライフライン施設の被害または市内における機能</p>	<p>第7節 地震及び被害の想定</p> <p>第1 略</p> <p>第2 ライフライン被害</p> <p>1 略</p> <p>2 ライフライン施設の被害または市内における機能</p>	

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>支障程度について、各関係機関がとりまとめた結果は以下のとおりである。</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) 電力 (<u>中部電力株式会社</u>)</p> <p>(4) ～ (5) 略</p> <p>(6) 下水道 (名古屋市上下水道局)</p> <p>ア 略</p> <p>イ 被害想定</p> <p>(7) 下水道基幹施設</p> <p>水処理センター、ポンプ所などの基幹施設については、<u>壊滅的な被害は想定されないものの</u>、施設の伸縮目地等からの漏水等部分的な被害が想定される。</p> <p>(イ) 略</p>	<p>支障程度について、各関係機関がとりまとめた結果は以下のとおりである。</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) 電力 (<u>中部電力株式会社/株式会社 J E R A</u>)</p> <p>(4) ～ (5) 略</p> <p>(6) 下水道 (名古屋市上下水道局)</p> <p>ア 略</p> <p>イ 被害想定</p> <p>(7) 下水道基幹施設</p> <p>水処理センター、ポンプ所などの基幹施設については、<u>他都市の大規模地震時の被害事例より、地震動による長期の機能停止は報告されていないことから、本市において壊滅的な被害は想定されないものの</u>、施設の伸縮目地等からの漏水等部分的な被害が想定される。</p> <p>(イ) 略</p>	<p>分社化に伴う修正</p> <p>業務継続計画の改定に伴う修正</p>
第2章 災害予防計画				
6	43	<p>第1節 都市の防災構造強化</p> <p>第1 略</p> <p>第2 雨水流出抑制策</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 雨水貯留、浸透施設の設置による雨水流出抑制の推進</p> <p>透水性舗装の実施及び浸透トレンチ、浸透雨水枿等</p>	<p>第1節 都市の防災構造強化</p> <p>第1 略</p> <p>第2 雨水流出抑制策</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 雨水貯留、浸透施設の設置による雨水流出抑制の推進</p> <p>透水性舗装の実施及び浸透トレンチ、浸透雨水枿等</p>	

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>を設置することにより雨水を地中に浸透させ、<u>また</u>、公園、校庭、集合住宅の棟間等の空間地、地下又は建築物の一部に雨水を一時的に貯留<u>し</u>、その集中的な流出を防ぐよう雨水流出抑制を図るものとする。</p>	<p>を設置することにより雨水を地中に浸透させる<u>こと</u><u>や</u>、公園、校庭、集合住宅の棟間等の空間地、地下又は建築物の一部に雨水を一時的に貯留<u>することによ</u><u>り</u>、その集中的な流出を防ぐよう雨水流出抑制を図るものとする。</p>	<p>表記の整理</p>
		<p>第3～第10 略 第11 建築物の耐震不燃化 1～2 略 3 建築物の不燃化の促進 (1) 略 <u>(2) 不燃化促進</u></p>	<p>第3～第10 略 第11 建築物の耐震不燃化 1～2 略 3 建築物の不燃化の促進 (1) 略 <u>(2) 削除</u></p>	<p>都市不燃化促進事業の終了に伴う修正</p>
		<p><u>特に不燃化を促進する必要がある区域を不燃化促進区域に指定し、地区整備指針に基づき、指定区域内に一定の基準の耐火建築物又は、準耐火建築物を建築する者に対し建築費の一部を助成することにより、建築物の不燃化を促進する。</u></p> <p><u>現在、東郊線地区（北区新川中橋～同区黒川、北区清水四～東区東片端、昭和区東郊通2～同区高辻）において同事業の助成を行っている。</u></p>	<p><u>(2) 特殊建築物の指導</u></p>	<p>表記の整理</p>
		<p>略 4 略 5 ブロック塀等の安全対策 ブロック塀、石塀等の倒壊による被害を防止するため、所有者による自主的な点検補強が図られるよう、技術的な相談、指導を実施する。また、<u>危険なブロック塀</u></p>	<p>略 4 略 5 ブロック塀等の安全対策 ブロック塀、石塀等の倒壊による被害を防止するため、所有者による自主的な点検補強が図られるよう、技術的な相談、指導を実施する。また、<u>民間所有の危険な</u></p>	

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>等</u>を撤去する場合に助成を行っている。</p> <p>6 略</p> <p>第12 農地の防災対策</p> <p>1 略</p> <p><u>2 防災営農体制の確立</u> <u>(追加)</u></p> <p><u>(1) 土地改良の推進</u> <u>水路、立切、樋門等農業用諸施設を恒久化する事業を推進する。</u></p> <p><u>(2) 作付体系の改良</u> <u>水稻は、極早生から中生種栽培の知識の啓発普及を図る。また、畑作は、春夏、秋冬作等の防災処置及び災害後の代作について普及指導を行う。</u></p> <p><u>(3) 病虫害防除</u> <u>災害時の被害面積に応じて、必要とする農薬を農業協同組合及び業者を通じて確保し、また、畑作にあつては、特に土壌消毒剤を確保するなど農家の指導にあたる。</u></p> <p>3 略</p>	<p><u>ブロック塀等</u>を撤去する場合に助成を行っている。</p> <p>6 略</p> <p>第12 農地の防災対策</p> <p>1 略</p> <p><u>2 防災営農施設の確立</u> <u>水路、立切、樋門等農業用諸施設の機能の強化を図る。</u></p> <p><u>(1) (削除)</u></p> <p><u>(2) (削除)</u></p> <p><u>(3) (削除)</u></p> <p>3 略</p>	<p>業務の見直しに伴う修正</p>
7	51	<p>第2節 公共施設の整備（風水害対策）</p> <p>略</p> <p>第1 <u>道路、橋梁の整備</u></p> <p>略</p> <p>第2 <u>公園、緑地の整備</u></p>	<p>第2節 公共施設の整備（風水害対策）</p> <p>略</p> <p>第1 <u>道路・橋りょうの整備</u></p> <p>略</p> <p>第2 <u>公園・緑地の整備</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>略</p> <p><u>第3 河川の整備等</u> <u>(追加)</u></p> <p><u>1 市内を流下する一級・二級河川のうち国土交通省や愛知県の管理する庄内川、新川、天白川、日光川等の流域では、著しい開発行為等により雨水の流出状況が大きく変化しており、早急な改修が必要となってい</u></p>	<p>略</p> <p><u>第3 河川・下水道等の治水施設の整備</u> <u>昭和54年の名古屋市総合排水計画策定以降、1時間50mmの降雨に対応する治水施設整備を進めるとともに、平成12年東海豪雨や平成20年8月末豪雨などにより、著しい浸水被害が集中した地域や都市機能の集積する地域を対象として、緊急雨水整備事業を推進している。また、河川については河川整備計画に基づく整備を推進し、浸水被害の軽減に努めている。しかし、近年では、地球温暖化の影響等による豪雨の増加や、土地利用の高度化などにより依然として市内各所で浸水被害が発生している。</u> <u>これに対処するため、「名古屋市総合排水計画（平成30年度改定）」に基づき、河川・下水道等の治水機能を最大限発揮できるよう、治水施設の整備計画を定め、連携して対策を進めるとともに、流域における過去の浸水被害発生状況や浸水リスク等を踏まえ、地域の状況に応じて河川や下水管、排水路等を整備する他、側溝、街きよ等末端の集水機能の整備改良を図る。また、既存の治水施設を最大限活用するとともに、改築・更新に併せた能力増強に取り組むなど、効率的な整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>1 河川の整備</u> <u>河川の重要度や洪水リスク等を踏まえ、1時間63mmの降雨を安全に流下させる河川改修、流域貯留施設の整備を行う。また、庄内川、新川、天白川等の</u></p>	<p>名古屋市総合排水計画の改定に伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>る。このうち庄内川、新川、天白川については、平成12年9月の東海豪雨を受け、国土交通省及び愛知県により河川激甚災害対策特別緊急事業が実施されたが、この他の河川も含め、更なる治水安全度の向上が必要なため、国土交通省及び愛知県との連絡を緊密にし、河川整備が促進されるよう要請するものとする。</u></p> <p><u>2 市の管理する一級・二級河川のうち、早期改修の必要性の高い堀川、山崎川、戸田川等については、国の交付金の交付を受け整備を行う。</u></p> <p><u>3 準用河川、普通河川及びその他一般排水路については、土地区画整理事業、開発行為等による市街化の進捗状況を考慮するなど流域の実情を的確に把握し、整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>4 本市が管理するため池については、利用状況や市街化の進捗状況を的確に把握した上で、雨水貯留施設として活用できるように整備・保全に努めるものとする。</u></p> <p><u>5 本市管理の河川及びため池については、その管理責任者が随時巡視を行い、水防上危険な箇所があるときは直ちに必要な措置を執るものとする。また、水門、閘門等の操作責任者は、毎年出水期に先立ち、門扉の</u></p>	<p><u>河川については、さらなる治水安全度の向上が必要なため、国土交通省及び愛知県との連携を緊密にし、河川整備が促進されるよう要望するものとする。</u></p> <p><u>南海トラフ地震の被害想定に基づき、堤防の耐震対策を進めるとともに、堤防を有する区間については越水した場合でも決壊までの時間を遅らせる「粘り強い構造」とすることで、整備水準を超える降雨に対するリスクの低減に努める。</u></p> <p><u>2 河川ポンプ施設の更新・整備</u></p> <p><u>老朽化したポンプ施設を確実に更新するとともに、必要に応じて排水能力を増強する。</u></p> <p><u>3 下水管や排水路の整備</u></p> <p><u>流域における過去の浸水被害発生状況や浸水リスク等を踏まえ、地域の状況に応じて下水管や排水路を整備する。また、既存の治水施設を最大限活用するとともに、改築・更新にあわせた能力増強に取り組むなど、効率的かつ効果的な整備に努める。</u></p> <p><u>4 雨水ポンプ施設の更新・整備</u></p> <p><u>老朽化したポンプ施設を確実に改築するとともに、必要に応じて排水能力を増強する。</u></p> <p><u>また、災害時における浸水箇所の排水を行うため、移動用ポンプの整備、点検に努める。</u></p> <p><u>5 既存施設の機能確保・活用</u></p> <p><u>河川、下水道、農業用水路等が適切に機能を発揮できるように、日常的な維持管理や計画的な点検に基づく補修、維持更新に努める。また、台風等で大雨が予想</u></p>	

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>操作等について支障のないよう点検整備を行うなどして、水害の防止に努めるものとする。</u></p>	<p><u>される場合は、河川ポンプで予備放流を実施し、あらかじめ河川の水位を下げておくなど、既存施設の効果的な活用や運用を図ることで、治水機能の向上を図る。なお、施設の所管局が混在する地域については、市内部の役割分担を明確にし、より効率的・効果的に管理ができる体制の構築に努める。</u></p>	
		<p><u>第4 都市下水路・公共下水道等排水施設の整備</u> <u>農地が宅地等に転用されるなど市街化の急速な進展により、土地の利用状況が変化し、雨水の流出形態に影響を及ぼしている。このため雨水の流出量が激増し、在来の排水施設では円滑な雨水排除が困難となり、浸水、湛水の被害が発生している。これに対処するため、「名古屋市長総合排水計画」に基づき、河川の整備はもとより排水区の実態を的確に把握し、幹線となる排水路、下水道等の排水施設の整備・改良を始め、排水ポンプ所の新設、機能の強化及び雨水貯留施設の築造等の雨水対策を図るほか、側溝、街きよ等末端の集水機構の整備改良を図る。また、平成12年東海豪雨や平成20年8月末豪雨などにより、著しい浸水被害が集中した地域や都市機能の集積する地域を対象として、緊急雨水整備事業を推進するものとする。</u></p> <p><u>1 都市下水路の整備</u> <u>東南部の低湿地帯で一部の区域においては、都市下水路事業により雨水ポンプ所の増強、幹線排水路の築造等を実施し浸水被害の解消に努めてきた。</u> <u>昭和33年度に南区の中井排水路の整備に着手して</u></p>	<p><u>第4 (削除)</u></p>	

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>以来現在までに、18排水区を整備し、順次公共下水道へ移管している。</u></p> <p><u>2 公共下水道の整備</u></p> <p><u>公共下水道を整備する区域内では、公共下水道事業による浸水対策事業として、雨水ポンプ施設の新設及び増強、管きよの整備、雨水貯留施設の設置等を実施し、浸水被害の解消に努める。</u></p> <p><u>3 一般排水路の整備</u></p> <p><u>宅地開発が急速に進められている東部丘陵地帯では、地形の改変に伴う雨水流出機構の変化を把握し、開発に即応した排水施設の整備改良を図るものとする。</u></p> <p><u>また、公共下水道区域内にある既存の排水路についてもその整備改良を図り、浸水被害の解消に努めるものとする。</u></p> <p><u>4 排水ポンプ所の新設及び機能の強化</u></p> <p><u>排水ポンプ所は、上下水道局管理 52 箇所、緑政土木局管理 50 箇所、名古屋港管理組合管理 2 箇所、湛水防除協議会等の管理 4 箇所及び土地改良区管理 16 箇所、合計 125 箇所が設置されているところであるが、浸水しやすい地域の実態にあわせ、都市下水路並びに公共下水道の計画との関連を考慮し、新設あるいは増設、ポンプ所の的確な配置等を行うものとする。</u></p> <p><u>また、災害時における浸水箇所の排水を行うため、移動用ポンプの整備、点検に努めるものとする。</u></p> <p><u>第5 港湾の整備（高潮・津波対策）</u></p>	<p><u>第4 港湾の整備（高潮・津波対策）</u></p>	<p>表記の整理</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>水防法（昭和 24 年法律第 193 号）及び災対法の趣旨に基づき、高潮・津波による災害に対しては、本市区域内の各河川及び海岸に対する必要な監視、予報、警戒、通信連絡等についての対策を「名古屋市水防計画」に定め、災害予防に努めるものとする。</p> <p>特に名古屋港では、昭和 34 年の伊勢湾台風を教訓に、昭和 36 年から昭和 39 年にかけて高潮防波堤、防潮壁及び堀川口防潮水門等を建設し、それぞれ、港とその背後の市街地を高潮から守るとともに、水門閉鎖中の内水を排水ポンプにより排水し、市街地を浸水から守っている。</p> <p>なお、これら施設の維持管理に当たっては、測量、調査を継続的に実施し、沈下部分があれば、かさ上げ工事をするとともに、防潮壁前面護岸等に老朽箇所があれば補強工事を行うなど、その管理に<u>万全を期するものとする。</u></p>	<p>水防法（昭和 24 年法律第 193 号）及び災対法の趣旨に基づき、高潮・津波による災害に対しては、本市区域内の各河川及び海岸に対する必要な監視、予報、警戒、通信連絡等についての対策を「名古屋市水防計画」に定め、災害予防に努めるものとする。</p> <p>特に名古屋港では、昭和 34 年の伊勢湾台風を教訓に、昭和 36 年から昭和 39 年にかけて高潮防波堤、防潮壁及び堀川口防潮水門等を建設し、それぞれ、港とその背後の市街地を高潮から守るとともに、水門閉鎖中の内水を排水ポンプにより排水し、市街地を浸水から守っている。</p> <p>なお、これら施設の維持管理に当たっては、測量、調査を継続的に実施し、沈下部分があれば、かさ上げ工事をするとともに、防潮壁前面護岸等に老朽箇所があれば補強工事を行うなど、その管理に<u>努める。</u></p>	<p>表記の整理</p>
8	54	<p>第 3 節 公共施設の整備（震災対策）</p> <p>略</p> <p>第 1 略</p> <p>第 2 <u>道路・橋梁</u></p> <p>略</p> <p>第 3 公園・緑地</p> <p>公園・緑地は、良好な都市環境を形成し、市民のスポーツ・レクリエーションの場・憩いの場等の役割を持つとともに、震災時には避難場所や避難路、延焼防止のためのオ</p>	<p>第 3 節 公共施設の整備（震災対策）</p> <p>略</p> <p>第 1 略</p> <p>第 2 <u>道路・橋りょう</u></p> <p>略</p> <p>第 3 公園・緑地</p> <p>公園・緑地は、良好な都市環境を形成し、市民のスポーツ・レクリエーションの場・憩いの場等の役割を持つとともに、震災時には避難場所や避難路、延焼防止のためのオ</p>	<p>表記の整理</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>オープンスペースとして機能を果たし、また、応急救助活動や物資集積の基地、ヘリポート、仮設住宅の建設場所として活用できる重要な施設である。</p> <p>このため、公園・緑地の整備については、都市防災の観点からも十分考慮し、今後さらに強力に推進するものとする。</p> <p>特に「震災に強いまちづくり方針」で広域避難地、<u>一時避難地</u>に指定されている公園・緑地のうち、整備の完了していない公園・緑地については、住宅密集地域における避難場所としての機能や緊急輸送道路に接し復旧・復興の拠点としての機能等が必要とされることから、今後も積極的に整備を推し進めていくものとする。</p> <p>また、災害時に避難路となる緑道や避難経路上の公園・緑地についても整備に努めるものとする。</p> <p>第4 河川 略</p> <p>1 <u>一級・二級河川の整備</u></p> <p>市内を流下する一級・二級河川のうち、国土交通省や愛知県の管理する庄内川、新川、天白川等については、各河川管理者が河川の整備と併せ、耐震点検により対策が必要となった区間において耐震性の向上を図っている。また、市の管理する一級・二級河川のうち、早期改修の必要性の高い堀川、山崎川などの河川では河川整備を進めることによって耐震性の向上を図るとともに、耐震点検の結果、対策が必要となった区間の、耐震性の向上を図っていく。</p>	<p>オープンスペースとして機能を果たし、また、応急救助活動や物資集積の基地、ヘリポート、仮設住宅の建設場所として活用できる重要な施設である。</p> <p>このため、公園・緑地の整備については、都市防災の観点からも十分考慮し、今後さらに強力に推進するものとする。</p> <p>特に「震災に強いまちづくり方針」で広域避難地、<u>一次避難地</u>に指定されている公園・緑地のうち、整備の完了していない公園・緑地については、住宅密集地域における避難場所としての機能や緊急輸送道路に接し復旧・復興の拠点としての機能等が必要とされることから、今後も積極的に整備を推し進めていくものとする。</p> <p>また、災害時に避難路となる緑道や避難経路上の公園・緑地についても整備に努めるものとする。</p> <p>第4 河川 略</p> <p>1 <u>河川の整備</u></p> <p>市内を流下する一級・二級河川のうち、国土交通省や愛知県の管理する庄内川、新川、天白川等については、各河川管理者が河川の整備と併せ、耐震点検により対策が必要となった区間において耐震性の向上を図っている。また、市の管理する一級・二級河川のうち、早期改修の必要性の高い堀川、山崎川などの河川では河川整備を進めることによって耐震性の向上を図るとともに、耐震点検の結果、対策が必要となった区間の、耐震性の向上を図っていく。</p>	<p>文言の修正</p> <p>表記の整理</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>2 準用河川、普通河川等の整備</u> <u>準用河川や普通河川及びその他の一般排水路については、宅地開発による市街化の進展を考慮して整備を推進するとともに、老朽化している施設についても整備に努めるものとする。また、耐震点検により対策が必要となった区間においては、耐震性の向上を図っていく。</u></p> <p><u>3 ため池の整備</u> 略</p> <p><u>4 既存施設の機能維持</u> 略</p> <p>第5 港湾 略</p> <p>1 ～ 4 略</p> <p>5 堀川口防潮水門、中川口通船門の地震・津波対策 東日本大震災を踏まえ、堀川口防潮水門及び中川口通船門の地震及び津波に対する補強対策を実施<u>している。</u></p> <p>第6 消防水利 消防水利には、<u>消火栓、防火水槽のほか河川、池などの自然水利、プールなどの人工水利があるが、</u>震災時には、地盤の変動による水道管の破損などにより、消火栓の機能</p>	<p><u>準用河川や普通河川及びその他の一般排水路については、宅地開発による市街化の進展を考慮して整備を推進するとともに、老朽化している施設についても整備に努めるものとする。また、耐震点検により対策が必要となった区間においては、耐震性の向上を図っていく。</u></p> <p><u>2 (削除)</u></p> <p><u>2 ため池の整備</u> 略</p> <p><u>3 既存施設の機能維持</u> 略</p> <p>第5 港湾 略</p> <p>1 ～ 4 略</p> <p>5 堀川口防潮水門、中川口通船門の地震・津波対策 東日本大震災を踏まえ、堀川口防潮水門及び中川口通船門の地震及び津波に対する補強対策を実施し、<u>中川口通船門については、平成30年度に整備が完了した。</u></p> <p>第6 消防水利 消防水利には、<u>その水を供給する条件から消火栓、防火水槽、プールなどの人工水利や河川、池、海などの自然水利があるが、</u>震災時には、地盤の変動による水道管の破損</p>	<p>表記の整備</p> <p>表記の整理</p> <p>時点修正</p> <p>耐震性防火水槽の整備計画が終了したことに伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>低下が予想されることから耐震性防火水槽など消火栓以外の公設水利の整備に努めるとともに、<u>その他震災時に活用できる消防水利の拡充に努める。</u></p> <p><u>1 耐震性防火水槽の第二次整備計画</u> <u>阪神・淡路大震災の教訓から、第一次整備に引き続き、木造率の高い地域や延焼危険の高い市街地等への耐震性防火水槽の整備が必要となった。</u> <u>このため、第二次整備計画を策定し、平成7年度から事業を実施し、平成27年度からは既存防火水槽の耐震補強を行っている。</u></p> <p><u>2 防火水槽以外の消防水利の整備</u> <u>消火栓、防火水槽を補完する消防水利として河川、池等の自然水利、プール等の人工水利などがあり、河川や池等については、調査等を通じ新たな取水可能場所の増加を図り、プール等については指定消防水利に登録するなどし、より多くの消防水利の確保に努めている。</u></p> <p>第7 略</p>	<p>などにより、消火栓の機能低下が予想されることから耐震性防火水槽など消火栓以外の公設水利の整備に努める。<u>また、自然水利は、調査等を通じて新たな取水可能箇所の拡充を図るとともに、プールなどについては指定消防水利に登録するなど震災時に活用できる消防水利の確保に努める。</u></p> <p><u>1 (削除)</u></p> <p><u>2 (削除)</u></p> <p>第7 略</p>	
9	59	<p>第4節 ライフラインの整備 略 第1 水道施設等 1～3 略 4 通信設備の整備</p>	<p>第4節 ライフラインの整備 略 第1 水道施設等 1～3 略 4 通信設備の整備</p>	

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) <u>固定電話と携帯電話</u>の一部を災害時優先電話として登録し、また、停電時也可以使用できる停電対応電話機を整備している。</p> <p>(4) ～ (5) 略</p> <p>5 ～ 6 略</p> <p>第2 下水道施設 略</p> <p>1 計画目標 処理施設、排水施設、管路施設等の主要なものについて<u>構造面</u>での対策を行うとともに、施設が被災しても対応が可能になるような危険分散型の施設システムや<u>管理システムの構築</u>を図るものとする。</p> <p>2 ～ 4 略</p> <p>5 通信設備の整備</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) <u>固定電話と携帯電話</u>の一部を災害時優先電話として登録し、また、停電時也可以使用できる停電対応電話機を整備している。</p> <p>(4) ～ (5) 略</p> <p>6 略</p> <p>第3 ～ 第4 略</p> <p>第5 電力施設 (<u>中部電力株式会社</u>) 略</p>	<p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) <u>固定電話</u>の一部を災害時優先電話として登録し、また、停電時也可以使用できる停電対応電話機を整備している。</p> <p>(4) ～ (5) 略</p> <p>5 ～ 6 略</p> <p>第2 下水道施設 略</p> <p>1 計画目標 処理施設、排水施設、管路施設等の主要なものについて<u>ハード面</u>での対策を行うとともに、施設が被災しても対応が可能になるような危険分散型の施設システムや<u>管理システムの構築等のソフト対策</u>を図るものとする。</p> <p>2 ～ 4 略</p> <p>5 通信設備の整備</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) <u>固定電話</u>の一部を災害時優先電話として登録し、また、停電時也可以使用できる停電対応電話機を整備している。</p> <p>(4) ～ (5) 略</p> <p>6 略</p> <p>第3 ～ 第4 略</p> <p>第5 電力施設 (<u>中部電力株式会社／株式会社 J E R A</u>) 略</p>	<p>表記の整備</p> <p>表記の整備</p> <p>表記の整備</p> <p>分社化に伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
10	68	<p>第5節 交通施設の整備 略</p> <p>第1 市営交通 略</p> <p>1 <u>地下鉄・市バス</u>施設の耐震性強化 地下鉄の開さくトンネル中柱、高架橋柱のほか、堀川潜函工法区間の耐震補強を行ってきたが、東日本大震災の被害状況を踏まえ、<u>地下鉄構造物の耐震補強、地下鉄・バスの建築施設の耐震対策等</u>を行う。</p> <p>2 地下鉄 (1) ～ (4) 略 (5) 駅構内での被害防止 駅務機器の<u>転倒防止</u>等による被害を防止するために、必要な措置を講じる。 (6) ～ (7) 略</p> <p>3 バス (1) ～ (2) 略 (3) 情報連絡体制の強化 加入電話、交通局業務電話に加え、<u>営業所及び分所</u>に携帯電話を配備するとともに、LANシステム及びバス運行総合情報システムを整備し、情報連絡体制の強化を図っている。 (4) 略 第2 ～ 第4 略</p>	<p>第5節 交通施設の整備 略</p> <p>第1 市営交通 略</p> <p>1 <u>地下鉄</u>施設の耐震性強化 地下鉄の開さくトンネル中柱、高架橋柱のほか、堀川潜函工法区間の耐震補強を行ってきたが、東日本大震災の被害状況を踏まえ、<u>地下鉄構造物の耐震補強等</u>を行う。</p> <p>2 地下鉄 (1) ～ (4) 略 (5) 駅構内での被害防止 駅務機器の<u>転倒</u>等による被害を防止するために、必要な措置を講じる。 (6) ～ (7) 略</p> <p>3 バス (1) ～ (2) 略 (3) 情報連絡体制の強化 加入電話、交通局業務電話に加え、<u>営業所</u>に携帯電話を配備するとともに、LANシステム及びバス運行総合情報システムを整備し、情報連絡体制の強化を図っている。 (4) 略 第2 ～ 第4 略</p>	<p>市バス施設の耐震性補強対策の完了に伴う修正</p> <p>文言の修正</p> <p>営業所等の名称変更に伴う修正</p>
11	72	<p>第6節 防災拠点の整備</p>	<p>第6節 防災拠点の整備</p>	

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																				
		<p>略</p> <p>第1 防災拠点の役割及び体系</p> <p>1 防災拠点の役割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>防災拠点</th> <th>拠点施設</th> <th>役割等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">災害医療活動拠点</td> <td>災害協力病院</td> <td>医療救護所からの患者受入等</td> <td>協立総合病院、<u>三菱名古屋病院</u>、<u>名古屋共立病院</u>、<u>坂文種報徳會病院</u>、大同病院</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>市立中学校</td> <td>医療救護所</td> <td>110 か所</td> </tr> <tr> <td>医薬品等集配拠点</td> <td>大規模施設</td> <td>医薬品・衛生材料等の保管・出納</td> <td><u>市内1か所を予定</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">広域防災拠点</td> <td rowspan="2">大規模公園等</td> <td rowspan="2">消防、自衛隊、警察等広域応援部隊が集結・待機・出動準備等応援活動に備える場所。</td> <td><u>稲永、稲永東公園</u> <u>(稲永スポーツセンター)</u> <u>戸田川緑地</u> <u>(とだがわこどもランド・農業文化園・とだがわ陽だまり館)</u> <u>庄内緑地</u> <u>(庄内緑地グリーンプラザ)</u> <u>平和公園</u> <u>(千種スポーツセンター)</u> <u>大高緑地</u> <u>志段味スポーツランド</u> <u>小幡緑地</u> <u>(守山スポーツセンター)</u> <u>名城公園</u> <u>国際会議場・白鳥公園</u> <u>()内は緊急物資集配拠点</u></td> </tr> <tr> <td>大量の調達・救援物資の受入れ場所。荷物の積み替えを行い指定避難所へ供給する。</td> </tr> <tr> <td>(2)緊急物資集配拠点</td> <td>大規模施設</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	防災拠点	拠点施設	役割等	備考	災害医療活動拠点	災害協力病院	医療救護所からの患者受入等	協立総合病院、 <u>三菱名古屋病院</u> 、 <u>名古屋共立病院</u> 、 <u>坂文種報徳會病院</u> 、大同病院	(追加)	(追加)	略	市立中学校	医療救護所	110 か所	医薬品等集配拠点	大規模施設	医薬品・衛生材料等の保管・出納	<u>市内1か所を予定</u>	広域防災拠点	大規模公園等	消防、自衛隊、警察等広域応援部隊が集結・待機・出動準備等応援活動に備える場所。	<u>稲永、稲永東公園</u> <u>(稲永スポーツセンター)</u> <u>戸田川緑地</u> <u>(とだがわこどもランド・農業文化園・とだがわ陽だまり館)</u> <u>庄内緑地</u> <u>(庄内緑地グリーンプラザ)</u> <u>平和公園</u> <u>(千種スポーツセンター)</u> <u>大高緑地</u> <u>志段味スポーツランド</u> <u>小幡緑地</u> <u>(守山スポーツセンター)</u> <u>名城公園</u> <u>国際会議場・白鳥公園</u> <u>()内は緊急物資集配拠点</u>	大量の調達・救援物資の受入れ場所。荷物の積み替えを行い指定避難所へ供給する。	(2)緊急物資集配拠点	大規模施設		<p>略</p> <p>第1 防災拠点の役割及び体系</p> <p>1 防災拠点の役割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>防災拠点</th> <th>拠点施設</th> <th>役割等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">災害医療活動拠点</td> <td>災害協力病院</td> <td>医療救護所からの患者受入等</td> <td>協立総合病院、<u>重工記念病院</u>、<u>名古屋共立病院</u>、<u>藤田医科大学ばんだね病院</u>、大同病院</td> </tr> <tr> <td>各区医師会医療救護対策本部</td> <td><u>医療救護所の指揮及び統制</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>市立中学校</td> <td>医療救護所</td> <td><u>名古屋市医師会急病センター</u> <u>休日急病診療所 14か所</u></td> </tr> <tr> <td>医薬品等集配拠点</td> <td>大規模施設</td> <td>医薬品・衛生材料等の保管・出納</td> <td><u>愛知学院大学名城公園キャンパス</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">広域防災拠点</td> <td rowspan="2">大規模公園等</td> <td rowspan="2">消防、自衛隊、警察等広域応援部隊が集結・待機・出動準備等応援活動に備える場所。</td> <td><u>平和公園</u> <u>名城公園</u> <u>庄内緑地</u> <u>熱田神宮公園</u> <u>名古屋国際会議場・白鳥公園</u> <u>園一帯</u> <u>稲永・稲永東公園</u> <u>戸田川緑地</u> <u>小幡緑地</u> <u>志段味スポーツランド</u> <u>大高緑地</u> <u>牧野ヶ池緑地</u></td> </tr> <tr> <td>大量の調達・救援物資の受入れ場所。荷物の積み替えを行い指定避難所へ供給する。</td> </tr> <tr> <td>(2)緊急物資集配拠点</td> <td>大規模施設</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	防災拠点	拠点施設	役割等	備考	災害医療活動拠点	災害協力病院	医療救護所からの患者受入等	協立総合病院、 <u>重工記念病院</u> 、 <u>名古屋共立病院</u> 、 <u>藤田医科大学ばんだね病院</u> 、大同病院	各区医師会医療救護対策本部	<u>医療救護所の指揮及び統制</u>	略	市立中学校	医療救護所	<u>名古屋市医師会急病センター</u> <u>休日急病診療所 14か所</u>	医薬品等集配拠点	大規模施設	医薬品・衛生材料等の保管・出納	<u>愛知学院大学名城公園キャンパス</u>	広域防災拠点	大規模公園等	消防、自衛隊、警察等広域応援部隊が集結・待機・出動準備等応援活動に備える場所。	<u>平和公園</u> <u>名城公園</u> <u>庄内緑地</u> <u>熱田神宮公園</u> <u>名古屋国際会議場・白鳥公園</u> <u>園一帯</u> <u>稲永・稲永東公園</u> <u>戸田川緑地</u> <u>小幡緑地</u> <u>志段味スポーツランド</u> <u>大高緑地</u> <u>牧野ヶ池緑地</u>	大量の調達・救援物資の受入れ場所。荷物の積み替えを行い指定避難所へ供給する。	(2)緊急物資集配拠点	大規模施設		<p>医療機関の名称変更に伴う修正</p> <p>医療救護所の指揮及び統制拠点を位置付けたことに伴う修正</p> <p>協定の締結に伴う修正</p> <p>愛知県受援計画に合わせ修正</p> <p>熊本地震の教訓を踏まえた防災拠点の整備に伴う修正</p>
防災拠点	拠点施設	役割等	備考																																																					
災害医療活動拠点	災害協力病院	医療救護所からの患者受入等	協立総合病院、 <u>三菱名古屋病院</u> 、 <u>名古屋共立病院</u> 、 <u>坂文種報徳會病院</u> 、大同病院																																																					
	(追加)	(追加)	略																																																					
	市立中学校	医療救護所	110 か所																																																					
医薬品等集配拠点	大規模施設	医薬品・衛生材料等の保管・出納	<u>市内1か所を予定</u>																																																					
広域防災拠点	大規模公園等	消防、自衛隊、警察等広域応援部隊が集結・待機・出動準備等応援活動に備える場所。	<u>稲永、稲永東公園</u> <u>(稲永スポーツセンター)</u> <u>戸田川緑地</u> <u>(とだがわこどもランド・農業文化園・とだがわ陽だまり館)</u> <u>庄内緑地</u> <u>(庄内緑地グリーンプラザ)</u> <u>平和公園</u> <u>(千種スポーツセンター)</u> <u>大高緑地</u> <u>志段味スポーツランド</u> <u>小幡緑地</u> <u>(守山スポーツセンター)</u> <u>名城公園</u> <u>国際会議場・白鳥公園</u> <u>()内は緊急物資集配拠点</u>																																																					
			大量の調達・救援物資の受入れ場所。荷物の積み替えを行い指定避難所へ供給する。																																																					
	(2)緊急物資集配拠点	大規模施設																																																						
防災拠点	拠点施設	役割等	備考																																																					
災害医療活動拠点	災害協力病院	医療救護所からの患者受入等	協立総合病院、 <u>重工記念病院</u> 、 <u>名古屋共立病院</u> 、 <u>藤田医科大学ばんだね病院</u> 、大同病院																																																					
	各区医師会医療救護対策本部	<u>医療救護所の指揮及び統制</u>	略																																																					
	市立中学校	医療救護所	<u>名古屋市医師会急病センター</u> <u>休日急病診療所 14か所</u>																																																					
医薬品等集配拠点	大規模施設	医薬品・衛生材料等の保管・出納	<u>愛知学院大学名城公園キャンパス</u>																																																					
広域防災拠点	大規模公園等	消防、自衛隊、警察等広域応援部隊が集結・待機・出動準備等応援活動に備える場所。	<u>平和公園</u> <u>名城公園</u> <u>庄内緑地</u> <u>熱田神宮公園</u> <u>名古屋国際会議場・白鳥公園</u> <u>園一帯</u> <u>稲永・稲永東公園</u> <u>戸田川緑地</u> <u>小幡緑地</u> <u>志段味スポーツランド</u> <u>大高緑地</u> <u>牧野ヶ池緑地</u>																																																					
			大量の調達・救援物資の受入れ場所。荷物の積み替えを行い指定避難所へ供給する。																																																					
	(2)緊急物資集配拠点	大規模施設																																																						

連番	頁	修正前	修正後	備考																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>防災拠点</th> <th>拠点施設</th> <th>役割等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定避難所</td> <td></td> <td>災害により住家の被害を受けた者又は現に被害を受ける恐れのある者を一時収容・保護するために開設する。</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(1) 指定避難所</td> <td></td> <td>スポーツセンター <u>(追加)</u> その他公共、民間施設</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(2) 福祉避難所</td> <td></td> <td>通常の避難所生活に困難をきたす<u>災害時要援護者等</u>を対象に開設する。</td> <td>社会福祉施設等</td> </tr> <tr> <td>(3) 二次避難所</td> <td></td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 防災拠点の体系図</p>	防災拠点	拠点施設	役割等	備考	指定避難所		災害により住家の被害を受けた者又は現に被害を受ける恐れのある者を一時収容・保護するために開設する。	略	(1) 指定避難所		スポーツセンター <u>(追加)</u> その他公共、民間施設	略	(2) 福祉避難所		通常の避難所生活に困難をきたす <u>災害時要援護者等</u> を対象に開設する。	社会福祉施設等	(3) 二次避難所		略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>防災拠点</th> <th>拠点施設</th> <th>役割等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定避難所</td> <td></td> <td>災害により住家の被害を受けた者又は現に被害を受ける恐れのある者を一時収容・保護するために開設する。</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(1) 指定避難所</td> <td></td> <td>スポーツセンター <u>学校体育センター</u> その他公共、民間施設</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(2) 福祉避難所</td> <td></td> <td>通常の避難所生活に困難をきたす<u>要配慮者</u>を対象に開設する。</td> <td>社会福祉施設等</td> </tr> <tr> <td>(3) 二次避難所</td> <td></td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 防災拠点の体系図</p>	防災拠点	拠点施設	役割等	備考	指定避難所		災害により住家の被害を受けた者又は現に被害を受ける恐れのある者を一時収容・保護するために開設する。	略	(1) 指定避難所		スポーツセンター <u>学校体育センター</u> その他公共、民間施設	略	(2) 福祉避難所		通常の避難所生活に困難をきたす <u>要配慮者</u> を対象に開設する。	社会福祉施設等	(3) 二次避難所		略	略	<p>学校体育センターが指定避難所に指定されたことに伴う修正</p> <p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p> <p>医療救護所の指揮及び統制拠点を位置付けたことに伴う修正</p> <p>表記の整備</p>
防災拠点	拠点施設	役割等	備考																																									
指定避難所		災害により住家の被害を受けた者又は現に被害を受ける恐れのある者を一時収容・保護するために開設する。	略																																									
(1) 指定避難所		スポーツセンター <u>(追加)</u> その他公共、民間施設	略																																									
(2) 福祉避難所		通常の避難所生活に困難をきたす <u>災害時要援護者等</u> を対象に開設する。	社会福祉施設等																																									
(3) 二次避難所		略	略																																									
防災拠点	拠点施設	役割等	備考																																									
指定避難所		災害により住家の被害を受けた者又は現に被害を受ける恐れのある者を一時収容・保護するために開設する。	略																																									
(1) 指定避難所		スポーツセンター <u>学校体育センター</u> その他公共、民間施設	略																																									
(2) 福祉避難所		通常の避難所生活に困難をきたす <u>要配慮者</u> を対象に開設する。	社会福祉施設等																																									
(3) 二次避難所		略	略																																									

連番	頁	修正前	修正後	備考																
		<p>第2 防災拠点施設の整備</p> <table border="1" data-bbox="286 327 1041 833"> <tr> <td data-bbox="286 327 477 359">略</td> <td data-bbox="477 327 1041 359">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="286 359 477 582">区役所 <u>(追加)</u> 保健センター</td> <td data-bbox="477 359 1041 582"> <ul style="list-style-type: none"> 電源……区本部室の機能維持のための電源確保 給排水……応急給水施設の設置、災害用給水栓の設置、排水機能の確保 通信……防災行政無線の機能確保 備蓄……市民用災害救助物資の備蓄、災害対策活動を行うために必要な物資の備蓄 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="286 582 477 614">略</td> <td data-bbox="477 582 1041 614">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="286 614 477 833">指定避難所</td> <td data-bbox="477 614 1041 833"> 市民用災害救助物資の備蓄を行う。 スロープや障害者トイレの設置など<u>災害時要援護者</u>に配慮した施設の整備・指導を行う。通信機能は防災行政無線を発災後配備し情報通信網機能を確保する。 指定避難所のうち市立小学校及び市立中学校へ発電機及び投光器等を整備し、停電への対応を行う。 </td> </tr> </table> <p>第3 略</p>	略	略	区役所 <u>(追加)</u> 保健センター	<ul style="list-style-type: none"> 電源……区本部室の機能維持のための電源確保 給排水……応急給水施設の設置、災害用給水栓の設置、排水機能の確保 通信……防災行政無線の機能確保 備蓄……市民用災害救助物資の備蓄、災害対策活動を行うために必要な物資の備蓄 	略	略	指定避難所	市民用災害救助物資の備蓄を行う。 スロープや障害者トイレの設置など <u>災害時要援護者</u> に配慮した施設の整備・指導を行う。通信機能は防災行政無線を発災後配備し情報通信網機能を確保する。 指定避難所のうち市立小学校及び市立中学校へ発電機及び投光器等を整備し、停電への対応を行う。	<p>第2 防災拠点施設の整備</p> <table border="1" data-bbox="1104 327 1859 833"> <tr> <td data-bbox="1104 327 1294 359">略</td> <td data-bbox="1294 327 1859 359">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1104 359 1294 582">区役所 <u>支所</u> 保健センター</td> <td data-bbox="1294 359 1859 582"> <ul style="list-style-type: none"> 電源……区本部室の機能維持のための電源確保 給排水……応急給水施設の設置、災害用給水栓の設置、排水機能の確保 通信……防災行政無線の機能確保 備蓄……市民用災害救助物資の備蓄、災害対策活動 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1104 582 1294 614">略</td> <td data-bbox="1294 582 1859 614">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1104 614 1294 833">指定避難所</td> <td data-bbox="1294 614 1859 833"> 市民用災害救助物資の備蓄を行う。 スロープや障害者トイレの設置など<u>要配慮者</u>に配慮した施設の整備・指導を行う。通信機能は防災行政無線を発災後配備し情報通信網機能を確保する。 指定避難所のうち市立小学校及び市立中学校へ発電機及び投光器等を整備し、停電への対応を行う。 </td> </tr> </table> <p>第3 略</p>	略	略	区役所 <u>支所</u> 保健センター	<ul style="list-style-type: none"> 電源……区本部室の機能維持のための電源確保 給排水……応急給水施設の設置、災害用給水栓の設置、排水機能の確保 通信……防災行政無線の機能確保 備蓄……市民用災害救助物資の備蓄、災害対策活動 	略	略	指定避難所	市民用災害救助物資の備蓄を行う。 スロープや障害者トイレの設置など <u>要配慮者</u> に配慮した施設の整備・指導を行う。通信機能は防災行政無線を発災後配備し情報通信網機能を確保する。 指定避難所のうち市立小学校及び市立中学校へ発電機及び投光器等を整備し、停電への対応を行う。	<p>表記の整備</p> <p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p>
略	略																			
区役所 <u>(追加)</u> 保健センター	<ul style="list-style-type: none"> 電源……区本部室の機能維持のための電源確保 給排水……応急給水施設の設置、災害用給水栓の設置、排水機能の確保 通信……防災行政無線の機能確保 備蓄……市民用災害救助物資の備蓄、災害対策活動を行うために必要な物資の備蓄 																			
略	略																			
指定避難所	市民用災害救助物資の備蓄を行う。 スロープや障害者トイレの設置など <u>災害時要援護者</u> に配慮した施設の整備・指導を行う。通信機能は防災行政無線を発災後配備し情報通信網機能を確保する。 指定避難所のうち市立小学校及び市立中学校へ発電機及び投光器等を整備し、停電への対応を行う。																			
略	略																			
区役所 <u>支所</u> 保健センター	<ul style="list-style-type: none"> 電源……区本部室の機能維持のための電源確保 給排水……応急給水施設の設置、災害用給水栓の設置、排水機能の確保 通信……防災行政無線の機能確保 備蓄……市民用災害救助物資の備蓄、災害対策活動 																			
略	略																			
指定避難所	市民用災害救助物資の備蓄を行う。 スロープや障害者トイレの設置など <u>要配慮者</u> に配慮した施設の整備・指導を行う。通信機能は防災行政無線を発災後配備し情報通信網機能を確保する。 指定避難所のうち市立小学校及び市立中学校へ発電機及び投光器等を整備し、停電への対応を行う。																			
12	80	<p>第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 防災拠点施設等のうち耐震化の必要な施設</p> <p style="text-align: center;"><u>平成30年4月1日現在</u></p> <table border="1" data-bbox="257 1169 1043 1297"> <tr> <th data-bbox="257 1169 488 1233">区分</th> <th data-bbox="488 1169 745 1233">施設</th> <th data-bbox="745 1169 1043 1233">耐震診断結果から耐震化整備が必要なもの</th> </tr> <tr> <td data-bbox="257 1233 488 1297">地域防災活動拠点</td> <td data-bbox="488 1233 745 1297">区役所(支所)・保健センター</td> <td data-bbox="745 1233 1043 1297">- (※)</td> </tr> </table> <p>(注) 略</p> <p>※ 千種区役所と他団体施設の合築建築物において、市所有部分は耐震性を満たしているものの、他団体の所有部分が耐震性を満たしていないことにより、機能継</p>	区分	施設	耐震診断結果から耐震化整備が必要なもの	地域防災活動拠点	区役所(支所)・保健センター	- (※)	<p>第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 防災拠点施設等のうち耐震化の必要な施設</p> <p style="text-align: center;"><u>平成31年4月1日現在</u></p> <table border="1" data-bbox="1075 1169 1861 1297"> <tr> <th data-bbox="1075 1169 1305 1233">区分</th> <th data-bbox="1305 1169 1563 1233">施設</th> <th data-bbox="1563 1169 1861 1233">耐震診断結果から耐震化整備が必要なもの</th> </tr> <tr> <td data-bbox="1075 1233 1305 1297">地域防災活動拠点</td> <td data-bbox="1305 1233 1563 1297">区役所(支所)・保健センター</td> <td data-bbox="1563 1233 1861 1297">- (※)</td> </tr> </table> <p>(注) 略</p> <p>※ 千種区役所と他団体施設の合築建築物において、市所有部分は耐震性を満たしているものの、他団体の所有部分が耐震性を満たしていないことにより、機能継</p>	区分	施設	耐震診断結果から耐震化整備が必要なもの	地域防災活動拠点	区役所(支所)・保健センター	- (※)	<p>時点修正</p>				
区分	施設	耐震診断結果から耐震化整備が必要なもの																		
地域防災活動拠点	区役所(支所)・保健センター	- (※)																		
区分	施設	耐震診断結果から耐震化整備が必要なもの																		
地域防災活動拠点	区役所(支所)・保健センター	- (※)																		

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考								
		<p>続性を確保するための<u>対策を検討・実施する必要がある。</u></p>	<p>続性を確保するため、<u>合築建築物の改築について検討を進めている。</u></p>	<p>時点修正</p>								
13	81	<p>第8節 輸送体制の整備 略</p> <p>第1 輸送ルートの整備</p> <p>1 略</p> <p>2 水上輸送ルート 略</p> <table border="1"> <tr> <td>河川等</td> <td>堀川（堀川口防潮水門から白鳥公園辺りまでの 4.5 km） 中川運河（<u>通船門</u>から堀止までの 6.6 km） 庄内川（河口から横井船着場までの 10.2 km）</td> </tr> </table> <p>3 航空輸送ルート 略</p> <table border="1"> <tr> <td>広域防災拠点</td> <td><u>庄内緑地、戸田川緑地、稲永・稲永東公園、志段味スポーツランド一帯、平和公園、大高緑地、名城公園、国際会議場・白鳥公園一帯、小幡緑地</u></td> </tr> </table> <p>4 略</p> <p>第2 略</p>	河川等	堀川（堀川口防潮水門から白鳥公園辺りまでの 4.5 km） 中川運河（ <u>通船門</u> から堀止までの 6.6 km） 庄内川（河口から横井船着場までの 10.2 km）	広域防災拠点	<u>庄内緑地、戸田川緑地、稲永・稲永東公園、志段味スポーツランド一帯、平和公園、大高緑地、名城公園、国際会議場・白鳥公園一帯、小幡緑地</u>	<p>第8節 輸送体制の整備 略</p> <p>第1 輸送ルートの整備</p> <p>1 略</p> <p>2 水上輸送ルート 略</p> <table border="1"> <tr> <td>河川等</td> <td>堀川（堀川口防潮水門から白鳥公園辺りまでの 4.5 km） 中川運河（<u>中川口通船門</u>から堀止までの 6.6 km） 庄内川（河口から横井船着場までの 10.2 km）</td> </tr> </table> <p>3 航空輸送ルート 略</p> <table border="1"> <tr> <td>広域防災拠点</td> <td><u>平和公園、名城公園、庄内緑地、熱田神宮公園、名古屋国際会議場・白鳥公園一帯、稲永・稲永東公園、戸田川緑地、小幡緑地、志段味スポーツランド、大高緑地、牧野ヶ池緑地</u></td> </tr> </table> <p>4 略</p> <p>第2 略</p>	河川等	堀川（堀川口防潮水門から白鳥公園辺りまでの 4.5 km） 中川運河（ <u>中川口通船門</u> から堀止までの 6.6 km） 庄内川（河口から横井船着場までの 10.2 km）	広域防災拠点	<u>平和公園、名城公園、庄内緑地、熱田神宮公園、名古屋国際会議場・白鳥公園一帯、稲永・稲永東公園、戸田川緑地、小幡緑地、志段味スポーツランド、大高緑地、牧野ヶ池緑地</u>	<p>表記の整理</p> <p>愛知県受援計画に 合わせ修正</p>
河川等	堀川（堀川口防潮水門から白鳥公園辺りまでの 4.5 km） 中川運河（ <u>通船門</u> から堀止までの 6.6 km） 庄内川（河口から横井船着場までの 10.2 km）											
広域防災拠点	<u>庄内緑地、戸田川緑地、稲永・稲永東公園、志段味スポーツランド一帯、平和公園、大高緑地、名城公園、国際会議場・白鳥公園一帯、小幡緑地</u>											
河川等	堀川（堀川口防潮水門から白鳥公園辺りまでの 4.5 km） 中川運河（ <u>中川口通船門</u> から堀止までの 6.6 km） 庄内川（河口から横井船着場までの 10.2 km）											
広域防災拠点	<u>平和公園、名城公園、庄内緑地、熱田神宮公園、名古屋国際会議場・白鳥公園一帯、稲永・稲永東公園、戸田川緑地、小幡緑地、志段味スポーツランド、大高緑地、牧野ヶ池緑地</u>											
14	87	<p>第9節 防災情報網の整備 名古屋市防災情報通信網概念図内</p> <table border="1"> <tr> <td><u>消防総務省庁 内閣府等</u></td> </tr> </table>	<u>消防総務省庁 内閣府等</u>	<p>第9節 防災情報網の整備 名古屋市防災情報通信網概念図</p> <table border="1"> <tr> <td><u>総務省消防庁 内閣府等</u></td> </tr> </table>	<u>総務省消防庁 内閣府等</u>	<p>文言の修正</p>						
<u>消防総務省庁 内閣府等</u>												
<u>総務省消防庁 内閣府等</u>												

連番	頁	修正前	修正後	備考
15	88	<p>第10節 救護・救援体制の整備 略</p> <p>第1 食糧等の確保 略</p> <p>1 備蓄</p> <p>災害時には、一時的な流通機構の混乱等から食糧や生活必需品の確保が困難になるばかりでなく、断水、停電、ガス停止等により調理もできなくなることが予想される。</p> <p>このような事態に備え、被災者及び避難者に必要な食糧及び寝具その他の生活必需品を供与または貸与するため、避難所避難者等に対し、発災後3日分の必要量として、<u>名古屋市震災対策実施計画及び名古屋市風水害対策実施計画に基づき平成30年度までに</u>、食糧169万食及び32万7千枚の毛布の備蓄等を行う。食糧については、ビスケット、アルファ化米、粉ミルク等の備蓄を行い、生活必需品としては、毛布、紙おむつ等を備蓄する。また、災害用トイレについても備蓄を行う。その他、本市が実施した南海トラフ巨大地震被害想定調査において津波浸水するとされた地域（中川区、港区の全域及び中村区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区の一部の地域）については、指定避難所定員に対し、1人あたり30の飲料水の備蓄を行う。備蓄する物資については、その補充及び更新を行うとともに、高齢者や乳幼児等の<u>災害時要援護者</u>に配慮されたものとする。</p>	<p>第10節 救護・救援体制の整備 略</p> <p>第1 食糧等の確保 略</p> <p>1 備蓄</p> <p>災害時には、一時的な流通機構の混乱等から食糧や生活必需品の確保が困難になるばかりでなく、断水、停電、ガス停止等により調理もできなくなることが予想される。</p> <p>このような事態に備え、被災者及び避難者に必要な食糧及び寝具その他の生活必需品を供与または貸与するため、避難所避難者等に対し、発災後3日分の必要量として、<u>名古屋市災害対策実施計画に基づき令和2年度までに</u>、食糧175万食及び34万3千枚の毛布の備蓄等を行う。食糧については、ビスケット、アルファ化米、粉ミルク等の備蓄を行い、生活必需品としては、毛布、紙おむつ等を備蓄する。また、災害用トイレについても備蓄を行う。その他、本市が実施した南海トラフ巨大地震被害想定調査において津波浸水するとされた地域（中川区、港区の全域及び中村区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区の一部の地域）については、指定避難所定員に対し、1人あたり30の飲料水の備蓄を行う。備蓄する物資については、その補充及び更新を行うとともに、高齢者や乳幼児等の<u>要配慮者</u>に配慮されたものとする。</p> <p>これらの備蓄物資は、災害時の交通途絶や輸送ライン</p>	<p>名古屋市災害対策実施計画の策定に伴う修正</p> <p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p>

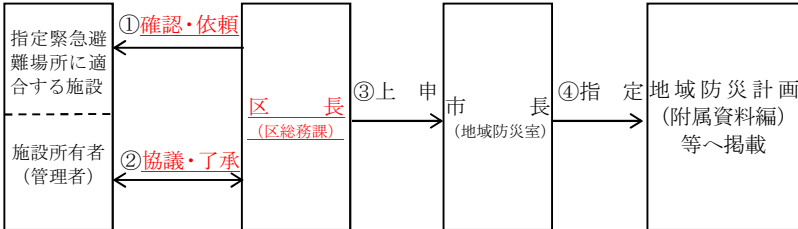
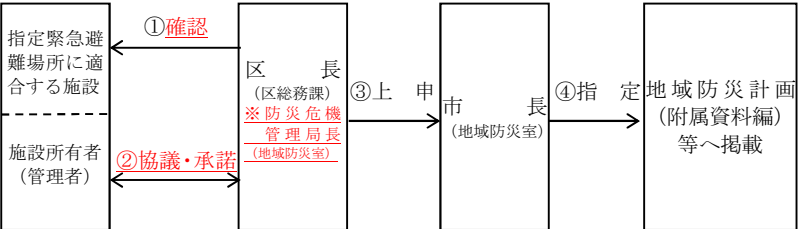
連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>これらの備蓄物資は、災害時の交通途絶や輸送ラインの寸断の場合にも迅速に配布できるよう、小中学校やコミュニティセンターなどの指定避難所に地域や定員などを勘案し配備するほか、備蓄倉庫、区役所・支所においても保管する。</p> <p>なお、保管場所として小中学校に防災備蓄倉庫を整備する。</p> <p>2～3 略 第2～第3 略</p>	<p>の寸断の場合にも迅速に配布できるよう、小中学校やコミュニティセンターなどの指定避難所に地域や定員などを勘案し配備するほか、備蓄倉庫、区役所・支所においても保管する。</p> <p>なお、保管場所として小中学校に防災備蓄倉庫を整備する。</p> <p>2～3 略 第2～第3 略</p>	
16	92	<p>第11節 避難体制の整備 略</p> <p>第1 指定緊急避難場所・指定避難所の確保</p> <p>1 指定緊急避難場所</p> <p>災害対策基本法第49条の4第1項に基づき、災害から命を守るために緊急的に避難する場所をいい、洪水・内水氾濫、土砂災害、津波、地震の揺れ、大規模な火事といった災害の種類ごとに指定する。</p> <p>(1) 指定基準</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>ア 洪水・内水氾濫</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 区域の安全性又は構造安全性・階層 ※以下のa又はbを満たすこと</p> <p>a 略</p> <p>b 構造安全性・階層</p>	<p>第11節 避難体制の整備 略</p> <p>第1 指定緊急避難場所・指定避難所の確保</p> <p>1 指定緊急避難場所</p> <p>災害対策基本法第49条の4第1項に基づき、災害から命を守るために緊急的に避難する場所をいい、洪水・内水氾濫、土砂災害、津波、地震の揺れ、大規模な火事といった災害の種類ごとに指定する。</p> <p>(1) 指定基準</p> <p><u>共通事項：利用にあたり無料であること</u></p> <p>ア 洪水・内水氾濫</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 区域の安全性又は構造安全性・階層 ※以下のa又はbを満たすこと</p> <p>a 略</p> <p>b 構造安全性・階層</p>	<p>表記の整備</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>浸水深 0.5m 以上の浸水想定区域に立地している場合は、以下の(a)及び(b)を満たすこと</p> <p>(a) <u>鉄筋 (RC)、鉄骨鉄筋 (SRC) 又は鉄骨 (S) 構造 (※) であること</u> <u>※ 鉄骨 (S) 構造については、以下の要件を満たすこと</u> <u>・建築面積が 3,000 m²以上の建築物であること</u> <u>・長辺 (受圧面) に対して短辺 (奥行き) が 25m以上の建築物であること</u> <u>・河川に直接面していないこと</u></p> <p>(b) 略</p> <p>(ウ) 略</p> <p>(エ) 利用条件 <u>(追加)</u></p> <p><u>a 災害が切迫した状況において、被災者の受入ができるよう、市職員等による開錠等が可能であること</u></p> <p><u>b 利用にあたり無料であること</u></p> <p>イ 土砂災害</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 風水害時における安全性 <u>・洪水等の気象状況に対応するため、屋内に滞</u></p>	<p>浸水深 0.5m 以上の浸水想定区域に立地している場合は、以下の(a)及び(b)を満たすこと</p> <p>(a) <u>所在地において想定される洪水の作用に対し、構造安全性を有すること</u></p> <p>(b) 略</p> <p>(ウ) 略</p> <p>(エ) 利用条件 <u>災害が切迫した状況において、被災者の受入ができるよう、市職員等による開錠等が可能であること</u></p> <p><u>a (削除)</u></p> <p><u>b (削除)</u></p> <p>イ 土砂災害</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 風水害時における安全性 <u>a 洪水等の気象状況に対応するため、屋内に滞</u></p>	<p>構造安全性の要件 見直しに伴う修正</p> <p>表記の整備</p> <p>表記の整備</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>在できること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>土砂災害（特別）警戒区域の区域外に立地していること</u> <p>(ウ) 利用条件</p> <p><u>(追加)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> a <u>災害が切迫した状況において、被災者の受入ができるよう、市職員等による開錠等が可能であること</u> b <u>利用にあたり無料であること</u> <p>ウ 津波</p> <p>(ア) 建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> a 略 b 構造安全性 <ul style="list-style-type: none"> <u>鉄筋 (RC)、鉄骨鉄筋 (SRC) 又は鉄骨 (S) 構造 (※) であること</u> <u>※ 鉄骨(S)構造については、以下の要件を満たすこと</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>建築面積が 3,000 m²以上の建築物であること</u> ・<u>長辺 (受圧面) に対して短辺 (奥行き) が 25m以上の建築物であること</u> ・<u>海岸に直接面していないこと</u> c 階層 <ul style="list-style-type: none"> <u>3 階未満の階層で通常の 3 階床面と同等の</u> 	<p>在できること</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>b 土砂災害（特別）警戒区域の区域外に立地していること</u> <p>(ウ) 利用条件</p> <p><u>災害が切迫した状況において、被災者の受入ができるよう、市職員等による開錠等が可能であること</u></p> <p><u>a (削除)</u></p> <p><u>b (削除)</u></p> <p>ウ 津波</p> <p>(ア) 建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> a 略 b 構造安全性 <ul style="list-style-type: none"> <u>所在地において想定される津波の作用に対し、構造安全性を有すること</u> c 階層 <ul style="list-style-type: none"> <u>津波から安全を確保できる高さに避難スぺ</u> 	<p>表記の整備</p> <p>構造安全性の要件見直しに伴う修正</p> <p>表記の整備</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>床高を持つ建物</u></p> <p><u>※ 屋上を含め、近隣の建物の3階床面と同等の高さ以上の床面を持つ建物については、階層が3階未満であっても、津波避難ビルに指定できるものとする。</u></p> <p>d 利用条件</p> <p><u>(a) 災害が切迫した状況において、被災者の受入ができるよう、市職員等による開錠等が可能であること</u></p> <p><u>(b) 利用にあたり無料であること</u></p> <p>(イ) 略</p> <p>エ～オ 略</p> <p>(2) 指定する施設</p> <p>略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 広域避難場所</p> <p>大規模な火事及び地震の揺れに対する指定緊急避難場所であり、主として地震火災が延焼拡大した場合に、周辺地域からの避難者を収容し、避難者の生命を保護するために必要な面積を有する公園、緑地等をいい、<u>おおむね次の基準により選定する。</u></p>	<p><u>ースがあること</u></p> <p><u>※ 3階以上の高さ（3階未満の階層で通常の3階床面と同等の床高を持つ建物を含む。）を原則とする。</u></p> <p>d 利用条件</p> <p><u>災害が切迫した状況において、被災者の受入ができるよう、市職員等による開錠等が可能であること</u></p> <p><u>(a) (削除)</u></p> <p><u>(b) (削除)</u></p> <p>(イ) 略</p> <p>エ～オ 略</p> <p>(2) 指定する施設</p> <p>略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 広域避難場所</p> <p>大規模な火事及び地震の揺れに対する指定緊急避難場所であり、主として地震火災が延焼拡大した場合に、周辺地域からの避難者を収容し、避難者の生命を保護するために必要な面積を有する公園、緑地等をいい、<u>概ね総面積10,000㎡以上の公園、緑地、公共空地帯で付近家屋の密集度、火災延焼の可能性、危険物の有無等を考慮して大火輻射熱に対しての安全面積が</u></p>	<p>表記の整備</p> <p>表記の整備</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>(ア) 総面積10,000㎡以上の公園、緑地、公共空地帯で付近家屋の密集度、火災延焼の可能性、危険物の有無等を考慮して大火輻射熱に対しての安全面積が2,000㎡以上のものとする。</u></p> <p><u>(イ) 広域避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とし、避難を要するすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置する。</u></p> <p><u>(ウ) 避難計画上、学区単位を原則とし、広域避難場所の収容可能人口を考慮しながら、主要道路、鉄道、河川など地形条件を加味して設定するものとする。</u></p> <p>ウ 略</p> <p>(3) 指定手順</p> <p>区長は指定緊急避難場所を選定する場合、必要に応じて地域の要望・意見等を聞くこととする。</p> <p><u>洪水・内水氾濫、土砂災害、地震の揺れ及び大規模な火事に対する指定緊急避難場所については、本市所有施設は所管局室区において、その他の施設は当該施設所有者等において、指定基準の適合等を確認し指定する。</u></p> <p>津波に対する指定緊急避難場所については、本市所有施設は<u>所管局室区</u>において、指定基準の適合等を確認し指定する。その他の施設は、原則、本市、当該施設所有者等及び地域住民の代表（区政協力委</p>	<p><u>2,000㎡以上のものより選定する。</u></p> <p><u>(ア) (削除)</u></p> <p><u>(イ) (削除)</u></p> <p><u>(ウ) (削除)</u></p> <p>ウ 略</p> <p>(3) 指定手順</p> <p>区長は指定緊急避難場所を選定する場合、必要に応じて地域の要望・意見等を聞くこととする。</p> <p><u>洪水・内水氾濫に対する指定緊急避難場所については、本市所有施設は所管局室区及び防災危機管理局において、その他の施設は当該施設所有者等において、指定基準の適合等を確認し指定する。</u></p> <p><u>土砂災害、地震の揺れ、大規模な火事に対する指定緊急避難場所については、本市所有施設は所管局室区において、その他の施設は市及び当該施設所有者等において、指定基準の適合等を確認し指定する。</u></p>	<p>構造安全性の要件見直しに伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>員等) により、指定基準の適合等を確認するとともに、協定締結のうえ指定する。</p> <p>指定及び指定の取り消しに係る手順は以下のとおりとする。</p> <p>ア 洪水・内水氾濫、土砂災害、<u>地震</u>、大規模な火事</p> <p>(ア) 指定</p>  <p>※ (追加)</p>	<p>津波に対する指定緊急避難場所については、本市所有施設は<u>所管局室区及び防災危機管理局</u>において、指定基準の適合等を確認し指定する。その他の施設は、原則、本市、当該施設所有者等及び地域住民の代表(区政協力委員等)により、指定基準の適合等を確認するとともに、協定締結のうえ指定する。</p> <p>指定及び指定の取り消しに係る手順は以下のとおりとする。</p> <p>ア 洪水・内水氾濫、土砂災害、<u>地震の揺れ</u>、大規模な火事</p> <p>(ア) 指定</p>  <p>※ <u>洪水・内水氾濫に対する指定緊急避難場所については、防災危機管理局においても指定基準の適合等の確認を行う。</u></p>	<p>文字の修正</p> <p>構造安全性の要件見直しに伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(イ) 指定の取り消し</p> <p>指定緊急避難場所に適合する施設 施設所有者(管理者) → ①申出 → 区長(区総務課) → ②協議・了承 → 区長(区総務課) → ③上申 → 市長(地域防災室) → ④取り消し → 地域防災計画(附属資料編)等から削除</p> <p>①不適合 ← 区長(区総務課) → 指定緊急避難場所に適合する施設</p>	<p>(イ) 指定の取り消し</p> <p>指定緊急避難場所に適合する施設 施設所有者(管理者) → ①申出 → 区長(区総務課) → ②協議・承諾 → 区長(区総務課) → ③上申 → 市長(地域防災室) → ④取り消し → 地域防災計画(附属資料編)等から削除</p> <p>①不適合 ← 区長(区総務課) → 指定緊急避難場所に適合する施設</p>	表記の整備
		<p>イ 津波 (ア) 指定 a 市有施設</p> <p>指定緊急避難場所に適合する施設 施設所有者(所管局・関係機関) → ②協議・了承 → 区長(区総務課) 防災危機管理局長(地域防災室) → ③確認 → 市長(地域防災室) → ④指定 → 地域防災計画(附属資料編)等へ掲載</p> <p>①確認・依頼 ← 区長(区総務課) 防災危機管理局長(地域防災室) → 指定緊急避難場所に適合する施設</p>	<p>イ 津波 (ア) 指定 a 市有施設</p> <p>指定緊急避難場所に適合する施設 施設所有者(所管局・関係機関) → ②協議・承諾 → 区長(区総務課) 防災危機管理局長(地域防災室) → ③確認 → 市長(地域防災室) → ④指定 → 地域防災計画(附属資料編)等へ掲載</p> <p>①確認 ← 区長(区総務課) 防災危機管理局長(地域防災室) → 指定緊急避難場所に適合する施設</p>	表記の整備
		<p>b その他の施設</p> <p>指定緊急避難場所に適合する施設 施設所有者(管理者) → ②協議・了承 → 区長(区総務課) → ③協定締結 → 市長(地域防災室) → ④指定 → 地域防災計画(附属資料編)等へ掲載</p> <p>①確認・依頼 ← 区長(区総務課) → 指定緊急避難場所に適合する施設</p> <p>① 施設所有者(管理者) → ② 地域住民の代表(区政協力委員等) → ③協定締結 → 市長(地域防災室)</p>	<p>b その他の施設</p> <p>指定緊急避難場所に適合する施設 施設所有者(管理者) → ②協議・承諾 → 区長(区総務課) 防災危機管理局長(地域防災室) → ③協定締結 → 市長(地域防災室) → ④指定 → 地域防災計画(附属資料編)等へ掲載</p> <p>①確認 ← 区長(区総務課) 防災危機管理局長(地域防災室) → 指定緊急避難場所に適合する施設</p> <p>① 施設所有者(管理者) → ② 地域住民の代表(区政協力委員等) → ③協定締結 → 市長(地域防災室)</p>	構造安全性の要件見直しに伴う修正

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(イ) 指定の取り消し</p> <p>a 市有施設</p> <p>b その他の施設</p> <p>2 指定避難所</p> <p>災対法第49条の7第1項に基づき、家屋の倒壊、流失、焼失など現に被害を受けた者等を一時的に滞在させるための施設をいい、<u>地域が協働で自主運営することを基本とする。</u></p> <p>(1) 指定基準</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 避難が容易で<u>かつ</u>住民に周知されていること。</p> <p>エ～カ 略</p>	<p>(イ) 指定の取り消し</p> <p>a 市有施設</p> <p>b その他の施設</p> <p>2 指定避難所</p> <p>災対法第49条の7第1項に基づき、家屋の倒壊、流失、焼失など現に被害を受けた者等を一時的に滞在させるための施設をいい、<u>以下の基準等により指定する。</u></p> <p>(1) 指定基準</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 避難が容易で、<u>運用面を含めて</u>住民に周知されていること。</p> <p>エ～カ 略</p>	<p>表記の整備</p> <p>表記の整備</p> <p>表記の整備</p> <p>表記の整備</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>キ (追加)</u></p> <p>(2) 指定する施設</p> <p>ア 市立の小・中学校・高等学校、市立大学、コミュニティセンター</p> <p><u>なお、ペットとの同行避難が可能な場所は、原則、市立の小・中学校とする。</u></p> <p>イ <u>生涯学習センター、市スポーツセンター（ただし、大規模災害が発生した場合には、救援物資の集配場所、応援隊の宿所、遺体の収容場所等の用途にも使用）</u></p> <p>ウ 市立以外の小・中・高等学校、大学、各種専門学校、その他の公共・民間施設で指定基準に適合するもの。</p> <p>なお、福祉会館を始め社会福祉施設等については、<u>災害時要援護者</u>のための福祉避難所として確保する。</p> <p>(3) 略</p> <p><u>(4) 耐震対策</u></p> <p><u>避難者の安全確保及び避難所機能を維持させるため、指定避難所に指定された施設の耐震改修を推進するとともに、発災後初期段階における安全点検等の措置内容についても、あらかじめ定める。</u></p> <p><u>(5) 指定手順</u></p> <p>略</p> <p>3 提供避難場所</p> <p>企業などから提供され、地域住民等が避難するため</p>	<p><u>キ 利用にあたり無料であること。</u></p> <p>(2) 指定する施設</p> <p>ア 市立の小・中・高等学校、市立大学、コミュニティセンター</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>イ <u>生涯学習センター、市スポーツセンター</u></p> <p>ウ 市立以外の小・中・高等学校、大学、各種専門学校その他の公共・民間施設で指定基準に適合するもの。</p> <p>なお、福祉会館を始め社会福祉施設等については、<u>要配慮者</u>のための福祉避難所として確保する。</p> <p>(3) 略</p> <p><u>(4) (削除)</u></p> <p><u>(4) 指定手順</u></p> <p>略</p> <p>3 提供避難場所</p> <p>企業などから提供され、地域住民等が避難するため</p>	<p>表記の整備</p> <p>表記の整備</p> <p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p> <p>表記の整備</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>の避難場所をいう。地域の実情にあわせて地域と企業などが覚書等によって<u>設定し</u>、地域が協働で自主運営することを前提とする。</p> <p>第2 避難誘導體制の確立等</p> <p>災害が発生した時、多数の住民が円滑かつ的確に避難できるよう、指定緊急避難場所、指定避難所及びその周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置するとともに、平素から住民に周知するため、各種マップの戸別配布や防災訓練等を通じて、その徹底を図る。</p> <p>また、地域ごとに避難者が迅速かつ安全に避難できるよう、災害対策委員、自主防災組織等が中心となって、<u>集結場所</u>、代替となる複数の避難経路等を考慮しながら、<u>予め各地域から指定避難所等までの避難計画を策定するよう指導する。その際、地震火災発生に備え、広域避難場所への避難についても避難計画に盛り込むよう留意すること。</u></p> <p>1 風水害時 〔発災後の避難行動〕 図中</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>・堤防の近くで、安全な建物（<u>鉄骨(S)構造</u>など）にいない</p> </div> <p>2 地震災害時 図省略</p> <p>なお、地震などで、大規模な火事が発生した場合は、大規模な火事に対する指定緊急避難場所である広域</p>	<p>の避難場所をいう。地域の実情にあわせて地域と企業などが覚書等によって<u>地域防災協力事業所等として設定し</u>、地域が協働で自主運営することを前提とする。</p> <p>第2 避難誘導體制の確立等</p> <p>災害が発生した時、多数の住民が円滑かつ的確に避難できるよう、指定緊急避難場所、指定避難所及びその周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置するとともに、平素から住民に周知するため、各種マップの戸別配布や防災訓練等を通じて、その徹底を図る。</p> <p>また、地域ごとに避難者が迅速かつ安全に避難できるよう、災害対策委員、自主防災組織等が中心となって、<u>集結場所（一時集合場所）</u>、代替となる複数の避難経路等を考慮しながら、<u>あらかじめ各地域における適切な避難行動について検討するよう働きかける。</u></p> <p>1 風水害時 〔発災後の避難行動〕 図中</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>・堤防の近くで、安全な建物（<u>鉄筋コンクリート(RC)構造</u>など）にいない</p> </div> <p>2 地震災害時 図省略</p> <p>なお、地震などで、大規模な火事が発生した場合は、大規模な火事に対する指定緊急避難場所である広域</p>	<p>表記の整備</p>
				<p>表記の整備</p>
				<p>表記の整備</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		避難場所に <u>避難する</u> 。	避難場所に <u>避難するよう周知に努める</u> 。	表記の整備
17	101	<p>第12節 <u>災害時要援護者対策</u></p> <p>高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、外国人などの災害に際して必要な情報を得ることが困難で、また、自分の身体・生命を守るために迅速かつ適切な行動をとることが困難であるとされる<u>災害時要援護者</u>を災害から守り、また、被災を軽減するために、<u>災害時要援護者</u>の避難・誘導対策を推進するとともに、<u>災害時要援護者</u>に配慮した避難生活の確保に努めるものとする。</p> <p>第1 避難・誘導対策</p> <p><u>災害時要援護者</u>を災害から守るために、<u>災害時要援護者</u>自身の防災行動を向上させるための行動指針を作成啓発に努めるとともに、日頃から行政と地域住民が連携して<u>災害時要援護者</u>を支援する体制づくりを進めるものとする。</p> <p>1 <u>災害時要援護者</u>行動マニュアルの作成</p> <p><u>災害時要援護者</u>の地震による被害の軽減を図るには、<u>災害時要援護者</u>（高齢者、障害者など）の実態に即した日頃の備えや事前の行動計画の樹立が重要であり、<u>災害時要援護者</u>自身の行動指針を示し、防災体制の確立に努めるとともに、健常者の理解と協力が不可欠であることから、コミュニケーションの円滑化と、地域コミュニティの醸成に努めるものとする。</p> <p>2 <u>災害時要援護者</u>情報の整備</p> <p><u>災害時要援護者</u>に関する情報について平常時から</p>	<p>第12節 <u>要配慮者対策</u></p> <p>高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、外国人などの災害に際して必要な情報を得ることが困難で、また、自分の身体・生命を守るために迅速かつ適切な行動をとることが困難であるとされる<u>要配慮者</u>を災害から守り、また、被災を軽減するために、<u>要配慮者</u>の避難・誘導対策を推進するとともに、<u>要配慮者</u>に配慮した避難生活の確保に努めるものとする。</p> <p>第1 避難・誘導対策</p> <p><u>要配慮者</u>を災害から守るために、<u>要配慮者</u>自身の防災行動を向上させるための行動指針を作成啓発に努めるとともに、日頃から行政と地域住民が連携して<u>要配慮者</u>を支援する体制づくりを進めるものとする。</p> <p>1 <u>要配慮者</u>行動マニュアルの作成</p> <p><u>要配慮者</u>の地震による被害の軽減を図るには、<u>要配慮者</u>（高齢者、障害者など）の実態に即した日頃の備えや事前の行動計画の樹立が重要であり、<u>要配慮者</u>自身の行動指針を示し、防災体制の確立に努めるとともに、健常者の理解と協力が不可欠であることから、コミュニケーションの円滑化と、地域コミュニティの醸成に努めるものとする。</p> <p>2 <u>要配慮者</u>情報の整備</p> <p><u>要配慮者</u>に関する情報について平常時から整理を</p>	<p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p> <p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p> <p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>整理を行うとともに、災害発生直後にはこれら情報をもとに、災害時要援護者の安否確認を始めとする救護・救援等が迅速に実施できるよう、日頃から行政と地域住民との協力体制づくりを進めるものとする。</p> <p>また、災害時要援護者が円滑かつ迅速に避難するためには、地域（近隣）の共助を基本とする災害時要援護者への情報伝達体制や避難支援体制の整備が重要である。そのため、災害対策基本法の規定に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、地域が自主的に避難支援、安否確認などを行う「助け合いの仕組みづくり」の推進を図るものとする。</p> <p>3 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ 精神障害者（精神保健福祉手帳1級所持者及び障害者総合支援法による居宅介護受給者ならびに移動支援受給者）</p> <p>キ～ク 略</p> <p>(2) 略</p> <p>4～5 略</p> <p>第2 避難生活の確保</p> <p>災害時要援護者が不安なく避難生活ができるように、災害時要援護者に配慮した食糧・生活必需品等の備蓄を進めるとともに、福祉的配慮に基づく避難施設の整備に努めるものとする。</p>	<p>行うとともに、災害発生直後にはこれら情報をもとに、要配慮者の安否確認を始めとする救護・救援等が迅速に実施できるよう、日頃から行政と地域住民との協力体制づくりを進めるものとする。</p> <p>また、要配慮者が円滑かつ迅速に避難するためには、地域（近隣）の共助を基本とする要配慮者への情報伝達体制や避難支援体制の整備が重要である。そのため、災害対策基本法の規定に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、地域が自主的に避難支援、安否確認などを行う「助け合いの仕組みづくり」の推進を図るものとする。</p> <p>3 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級所持者及び障害者総合支援法による居宅介護受給者ならびに移動支援受給者）</p> <p>キ～ク 略</p> <p>(2) 略</p> <p>4～5 略</p> <p>第2 避難生活の確保</p> <p>要配慮者が不安なく避難生活ができるように、要配慮者に配慮した食糧・生活必需品等の備蓄を進めるとともに、福祉的配慮に基づく避難施設の整備に努めるものとする。</p>	<p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p> <p>文言の修正</p> <p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>1 食糧・生活必需品等の備蓄 食糧・生活必需品等の備蓄は、おかゆ、粉ミルク、紙おむつ（子ども用・大人用）、生理用品、哺乳ビン等、<u>災害時要援護者</u>に配慮した備蓄を行うものとする。</p> <p>2 避難施設における福祉的配慮 指定避難所に指定された公共施設は、高齢者、障害者等が不安なく安全に避難生活ができるよう、あらかじめ<u>車椅子用トイレ</u>の設置や施設内の段差解消等、福祉環境の整備に努めておくものとする。</p>	<p>1 食糧・生活必需品等の備蓄 食糧・生活必需品等の備蓄は、おかゆ、粉ミルク、紙おむつ（子ども用・大人用）、生理用品、哺乳ビン等、<u>要配慮者</u>に配慮した備蓄を行うものとする。</p> <p>2 避難施設における福祉的配慮 指定避難所に指定された公共施設は、高齢者、障害者等が不安なく安全に避難生活ができるよう、あらかじめ<u>多目的トイレ</u>の設置や施設内の段差解消等、福祉環境の整備に努めておくものとする。</p>	<p>表記の整備</p>
18	104	<p>第13節 防災意識の啓発及び防災訓練 第1 防災意識の啓発 略 1～2 略 3 市民・企業に対する防災教育及び広報 略 (1) 広報・教育内容 ア～ウ 略 エ 地震予知情報等が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う<u>救助活動・避難行動</u>、初期消火及び自動車運行自粛等の防災上とるべき行動に関する知識 オ～ク 略 ケ 平素住民が実施できる<u>応急手当て</u>、最低でも3日</p>	<p>第13節 防災意識の啓発及び防災訓練 第1 防災意識の啓発 略 1～2 略 3 市民・企業に対する防災教育及び広報 略 (1) 広報・教育内容 ア～ウ 略 エ 地震予知情報等が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う<u>安否確認、救助活動、避難行動</u>、初期消火及び自動車運行自粛等の防災上とるべき行動に関する知識 オ～ク 略 ケ 平素住民が実施できる<u>応急手当</u>、最低でも3日</p>	<p>表記の整備</p> <p>表記の整理</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>間、可能な限り1週間程度の生活必需品の備蓄、家具の<u>固定</u>、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容</p> <p>コ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 広報 略</p> <p>ア 平常時の心得に関する事項</p> <p>(ア) ~ (ウ) 略</p> <p><u>(エ) (追加)</u></p> <p><u>(エ)</u> 非常持出品をまとめておくこと。</p> <p><u>(オ)</u> がけ崩れ、津波に注意すること。</p> <p><u>(カ)</u> 住宅の耐震診断等を行うこと。</p> <p><u>(キ)</u> 建物の補強、家具の<u>固定</u>をすること。</p> <p><u>(ク)</u> <u>飲料水や消火器の準備</u>をすること。</p> <p><u>(ケ)</u> 防災気象情報の種類と意味を理解しておくこと。</p> <p><u>(コ)</u> 東海地震や南海トラフ地震が時間差で発生する可能性のあること。</p> <p><u>(サ)</u> ペットのために非常食の準備、移動用の容器等避難に必要な準備を行うこと。</p> <p>イ 東海地震注意情報発表時の心得に関する事項</p> <p>(ア) 正しい情報を<u>つかむ</u>こと。</p> <p>(イ) ~ (ウ) 略</p>	<p>間、可能な限り1週間程度の生活必需品の備蓄、家具の<u>転倒防止</u>、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容</p> <p>コ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 広報 略</p> <p>ア 平常時の心得に関する事項</p> <p>(ア) ~ (ウ) 略</p> <p><u>(エ) 食料、飲料水、医薬品等を準備すること。</u></p> <p><u>(オ)</u> 非常持出品をまとめておくこと。</p> <p><u>(カ)</u> がけ崩れ、津波に注意すること。</p> <p><u>(キ)</u> 住宅の耐震診断等を行うこと。</p> <p><u>(ク)</u> 建物の補強、家具<u>転倒防止対策及びブロック塀の倒壊防止対策</u>を行うこと。</p> <p><u>(ケ)</u> <u>消火器の準備や感震ブレーカーを設置すること。</u></p> <p><u>(コ)</u> 防災気象情報の種類と意味を理解しておくこと。</p> <p><u>(サ)</u> 東海地震や南海トラフ地震が時間差で発生する可能性のあること。</p> <p><u>(シ)</u> ペットのために非常食の準備、移動用の容器等避難に必要な準備を行うこと。</p> <p>イ 東海地震注意情報発表時の心得に関する事項</p> <p>(ア) 正しい情報を<u>入手する</u>こと。</p> <p>(イ) ~ (ウ) 略</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整備</p> <p>表記の整理</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>ウ 警戒宣言時の心得に関する事項 (ア) 正しい情報を<u>つかむ</u>こと。 (イ) ～ (コ) 略</p> <p>エ 地震発生時の心得に関する事項 (ア) ～ (ケ) 略 (コ) 正しい情報を<u>つかむ</u>こと。 (サ) 略 オ ～ カ 略</p> <p>4 略</p> <p>5 防災上重要な施設管理者に対する教育 危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設等防災上重要な施設の管理者が、<u>地震予知情報等の発表時や震災時</u>に適切な行動がとれるよう、<u>防火管理講習会</u>を通じて防災教育を図る。</p> <p>第2 防災訓練 略</p> <p>1 略</p> <p>2 総合訓練 略 (1) 略 (2) 本市の防災訓練 略</p> <p>ア 東海地震を想定した予知対応型訓練 略 (ア) ～ (エ) 略 (オ) <u>災害時要援護者</u>、滞留旅客等に対する避難誘</p>	<p>ウ 警戒宣言時の心得に関する事項 (ア) 正しい情報を<u>入手する</u>こと。 (イ) ～ (コ) 略</p> <p>エ 地震発生時の心得に関する事項 (ア) ～ (ケ) 略 (コ) 正しい情報を<u>入手する</u>こと。 (サ) 略 オ ～ カ 略</p> <p>4 略</p> <p>5 防災上重要な施設管理者に対する教育 危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設等防災上重要な施設の管理者が、<u>地震発生時</u>に適切な行動がとれるよう、<u>防火・防災管理講習等の機会</u>を通じて防災教育を図る。</p> <p>第2 防災訓練 略</p> <p>1 略</p> <p>2 総合訓練 略 (1) 略 (2) 本市の防災訓練 略</p> <p>ア 東海地震を想定した予知対応型訓練 略 (ア) ～ (エ) 略 (オ) <u>要配慮者</u>、滞留旅客等に対する避難誘導訓練</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整備</p> <p>名古屋市防災条例</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>導訓練</p> <p>(カ) 略</p> <p>イ 南海トラフ巨大地震を想定した突発対応型訓練 略</p> <p>(ア) ~ (エ) 略</p> <p>(オ) <u>災害時要援護者</u>、滞留旅客等に対する避難誘導訓練</p> <p>(カ) 略</p> <p>ウ その他の地震訓練</p> <p>地震発生後の災害応急対策を円滑に実施することを目的に、防災関係機関、公共的団体、市民、事業所の協力のもとに消火、避難、救出・救護、情報収集・伝達、<u>災害時要援護者</u>への対応等の内容を包含した有機的かつ効果的な総合防災訓練を実施する。<u>(追加)</u></p> <p>エ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>3 ~ 5 略</p>	<p>(カ) 略</p> <p>イ 南海トラフ巨大地震を想定した突発対応型訓練 略</p> <p>(ア) ~ (エ) 略</p> <p>(オ) <u>要配慮者</u>、滞留旅客等に対する避難誘導訓練</p> <p>(カ) 略</p> <p>ウ その他の地震訓練</p> <p>地震発生後の災害応急対策を円滑に実施することを目的に、防災関係機関、公共的団体、市民、事業所の協力のもとに消火、避難、救出・救護、情報収集・伝達、<u>要配慮者</u>への対応等の内容を包含した有機的かつ効果的な総合防災訓練を実施する。<u>要配慮者自身の災害対応力の向上や、地域において障害の特性に応じた支援や配慮についての意識向上を図るため、避難誘導、指定避難所での支援に関する訓練について、要配慮者やその家族に参加を促すとともに、地域住民の理解が得られるよう啓発を行う。</u></p> <p>エ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>3 ~ 5 略</p>	<p>の改正に伴う修正</p> <p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p> <p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p> <p>障害者基本計画の策定に伴う修正</p>
19	112	<p>第14節 地域防災力の向上</p> <p>大規模な災害が発生した場合、建物が多数倒壊した場合</p>	<p>第14節 地域防災力の向上</p> <p>大規模な災害が発生した場合、建物が多数倒壊した場合</p>	

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>合、同時に複数の火災などが発生した場合には、本市消防機関の応急対策活動だけでは困難であったり、交通の遮断等で緊急車両の通行が思うにまかせない事態が生じたりすることがある。こうした中で、被害を最小限に抑えるためには、地域住民や事業所がそれぞれの責務のもとに、<u>自ら</u>力を合わせて災害に立ち向かうことが不可欠である。</p> <p><u>このため、伊勢湾台風、阪神・淡路大震災、東日本大震災などにおいても地域防災の大切さが認識されているところであり、(追加) 発災直後の初期消火、救助活動などの応急対策活動を意識し、消防団をはじめ市民及び事業所との連携による地域防災力の向上を図る。</u></p> <p>第1 <u>地域住民による「助け合いの仕組みづくり」</u></p> <p>大規模災害においては、被災者一人ひとりに行政の救い手が回るのに相当の時間が必要となる。このような災害においては、地域での助け合いが大きな力を発揮することは、<u>伊勢湾台風、阪神・淡路大震災、東日本大震災の例を引くまでもなく証明されている。</u></p> <p>地域での助け合いは、地域住民による共助の仕組みで</p>	<p>合、同時に複数の火災などが発生した場合には、本市消防機関の応急対策活動だけでは困難であったり、交通の遮断等で緊急車両の通行が思うにまかせない事態が生じたりすることがある。こうした中で、被害を最小限に抑えるためには、地域住民や事業所がそれぞれの責務のもとに、<u>自ら又は</u>力を合わせて災害に立ち向かうことが不可欠である。</p> <p><u>伊勢湾台風、阪神・淡路大震災など過去の災害においても地域防災力の大切さが認識されているところであり、とりわけ東日本大震災においては、「自助、共助及び公助がうまくかみあわないと大規模広域災害後の災害対策がうまく働かないこと」が強く認識されている。</u></p> <p><u>災害に備えて、市民が普段から自分や家族の身の安全を守る準備や心構えをしておくとともに、発災直後の初期消火、救助活動など地域コミュニティで助け合う応急対策活動を意識し、消防団、関係行政機関及び事業所等と連携し、地区防災カルテ等を活用しながら地域特性に応じた防災活動を推進することで、地域防災力の向上を図る。</u></p> <p>第1 <u>地域での助け合い</u></p> <p>大規模災害においては、被災者一人ひとりに行政の救い手が回るのに相当の時間が必要となる。このような災害においては、地域での助け合いが大きな力を発揮することは、<u>過去の災害の例を引くまでもなく証明されている。</u></p> <p>地域での助け合いは、地域住民による共助の仕組みで</p>	<p>表記の整備</p> <p>地区防災カルテの作成に伴う修正</p> <p>地区防災カルテの作成に伴う修正</p> <p>地区防災カルテの作成に伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考								
		<p>あり、住民自らが主体となることこそが、災害時における地域での助け合いの実効性を確保する最良の方法である。市においても「<u>助け合いの仕組みづくり</u>」を積極的に支援し、地域の防災力の向上に努める。</p> <p>第2 自主防災組織の育成 略</p> <p>1 自主防災<u>組織の結成及び育成指導</u> おおむね町内会、自治会ごとに自主防災組織の結成を促し、これらの自主防災組織に対し助成を行うとともに育成体制の整備を図り、各学区防災安心まちづくり委員会などと連携して、<u>(追加)</u> 講習会の開催、初期消火、救出・救護、避難等の実技指導及び災害救助地区本部と連携した訓練等を実施し、効果的な防災活動の促進を図るものとする。</p> <p>2 自主防災組織の活動 略</p> <table border="1" data-bbox="253 1145 1037 1305"> <thead> <tr> <th>平常時</th> <th>災害時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>ア 略 イ <u>情報の収集、伝達</u> ウ～カ 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 消防団の充実強化 略</p> <p>1 団員に対する防災教育</p>	平常時	災害時	略	ア 略 イ <u>情報の収集、伝達</u> ウ～カ 略	<p>あり、住民自らが主体となることこそが、災害時における地域での助け合いの実効性を確保する最良の方法である。市においても<u>避難行動要支援者をはじめとした地域住民の安否の確認、避難支援などが迅速かつ適切に行われるよう、地区防災カルテを活用した話し合いや各種訓練などを通じて、地域での助け合いを積極的に支援する。</u></p> <p>第2 自主防災組織の育成 略</p> <p>1 自主防災<u>活動</u> おおむね町内会、自治会ごとに自主防災組織の結成を促し、これらの自主防災組織に対し助成を行うとともに育成体制の整備を図り、各学区防災安心まちづくり委員会などと連携して、<u>自主防災組織単位での</u>講習会の開催、初期消火、救出・救護、避難等の実技指導及び災害救助地区本部と連携した訓練等を実施し、効果的な防災活動の促進を図るものとする。</p> <p>2 自主防災組織の活動 略</p> <table border="1" data-bbox="1070 1145 1854 1305"> <thead> <tr> <th>平常時</th> <th>災害時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>ア 略 イ <u>安否確認の実施、情報の収集・伝達</u> ウ～カ 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 消防団の充実強化 略</p> <p>1 団員に対する防災教育</p>	平常時	災害時	略	ア 略 イ <u>安否確認の実施、情報の収集・伝達</u> ウ～カ 略	<p>地区防災カルテの作成に伴う修正</p> <p>地区防災カルテの作成に伴う修正</p> <p>地区防災カルテの作成に伴う修正</p>
平常時	災害時											
略	ア 略 イ <u>情報の収集、伝達</u> ウ～カ 略											
平常時	災害時											
略	ア 略 イ <u>安否確認の実施、情報の収集・伝達</u> ウ～カ 略											

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>配置した救助・応急資器材を安全かつ効果的に活用できるように、団員用「消防団員実務必携」<u>「震災活動マニュアル」</u>等の各種教養資料等に基づき、大規模災害を想定した実践的な各種訓練の充実を図る。</p> <p>2～3 略</p> <p>第4 略</p> <p>第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画）</p> <p>略</p> <p><u>1 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。</u></p> <p><u>なお、提案に関する詳細については、市防災会議運営要綱に定める事務局長が別に定める。</u></p> <p>略</p> <p><u>2 市防災会議は地区居住者等から提案を受けた場合、提案を踏まえて本計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めるものとし、定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、計画提案をした地区居住者等に通知する。</u></p>	<p>配置した救助・応急資器材を安全かつ効果的に活用できるように、団員用「消防団員実務必携」<u>「消防団震災活動マニュアル」</u>等の各種教養資料等に基づき、大規模災害を想定した実践的な各種訓練の充実を図る。</p> <p>2～3 略</p> <p>第4 略</p> <p>第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画）</p> <p>略</p> <p><u>1 地区防災計画の作成</u></p> <p><u>地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。</u></p> <p><u>なお、提案に関する詳細については、市防災会議運営要綱に定める事務局長が別に定める。</u></p> <p>略</p> <p><u>2 地区防災計画の地域防災計画への反映</u></p> <p><u>市防災会議は地区居住者等から提案を受けた場合、提案を踏まえて本計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めるものとし、定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、計画提案をした地区居住者等に通知する。</u></p>	<p>消防団震災活動マニュアルの作成に伴う修正</p> <p>表記の整備</p> <p>表記の整備</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
20	115	<p>第15節 事業所等への安全指導 略 第1～第2 略 第3 危険物等の安全対策 略 1 石油類等の危険物を保有する事業所の安全指導 (1) 略 (2) 保安教育及び訓練 ア 略 イ 訓練 危険物施設保有事業所において単独でまたは消防機関と合同で<u>地震・津波</u>発生時の危険物施設災害を想定した訓練を実施し、自衛消防組織の活動をはじめとした事業所における防災体制のより一層の充実強化を図る。 (3) 略 2～4 略</p>	<p>第15節 事業所等への安全指導 略 第1～第2 略 第3 危険物等の安全対策 略 1 石油類等の危険物を保有する事業所の安全指導 (1) 略 (2) 保安教育及び訓練 ア 略 イ 訓練 危険物施設保有事業所において単独でまたは消防機関と合同で<u>火災、漏洩、地震・津波等</u>発生時の危険物施設災害を想定した訓練を実施し、自衛消防組織の活動をはじめとした事業所における防災体制のより一層の充実強化を図る。 (3) 略 2～4 略</p>	<p>表記の整備</p>
21	118	<p>第16節 重要データの管理 略 第1 災害対策住民リストの整備 災害時に必要とされる住民情報を確保するため、区長（区本部長）は「災害対策住民リスト」を作成し、毎年更新する。<u>住民リスト</u>は、<u>学区別</u>、町・丁目別に整備しておき、災害発生後、区本部及び災害救助地区本部における応急対策活動等に利用する。</p>	<p>第16節 重要データの管理 略 第1 災害対策住民リストの整備 災害時に必要とされる住民情報を確保するため、区長（区本部長）は「災害対策住民リスト」を作成し、毎年更新する。<u>災害対策住民リスト</u>は、<u>学区及び災害対策委員の区域単位</u>で、町・丁目別に整備しておき、災害発生後、区本部及び災害救助地区本部における応急対策活動</p>	<p>表記の整備</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>第2 オープンスペース候補地の管理 略</p> <p>1 オープンスペースの使用目的 災害時にオープンスペースを必要とする使用目的は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) <u>災害廃棄物仮置き場</u></p> <p>(5) ～ (7) 略</p> <p>2 略</p> <p>第3 略</p>	<p>等に利用する。</p> <p>第2 オープンスペース候補地の管理 略</p> <p>1 オープンスペースの使用目的 災害時にオープンスペースを必要とする使用目的は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) <u>災害廃棄物仮置場</u></p> <p>(5) ～ (7) 略</p> <p>2 略</p> <p>第3 略</p>	<p>文言の修正</p>
22	120	<p>第17節 火災予防計画</p> <p>第1 火災予防対策 略</p> <p>1 ～ 2 略</p> <p>3 火災予防運動等の実施</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) 危険物安全週間</p> <p>6月の第2週(日曜日から土曜日までの1週間)、危険物製造所等における<u>火災、地震等災害の未然防止とともに</u>危険物の安全管理を<u>確保</u>するため、関係事業者に対し、自主保安体制の確立並びに災害発生時の応急措置等について<u>強力な指導</u>に努める。また、これと併せて一般市民に対しても危険物の正しい貯蔵、取扱い等についての啓発に努める。</p>	<p>第17節 火災予防計画</p> <p>第1 火災予防対策 略</p> <p>1 ～ 2 略</p> <p>3 火災予防運動等の実施</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) 危険物安全週間</p> <p>6月の第2週(日曜日から土曜日までの1週間)、危険物製造所等における<u>火災等災害を未然に防止するとともに</u>、危険物の安全管理を<u>推進</u>するため、関係事業者に対し、自主保安体制の確立並びに災害発生時の応急措置等について<u>指導</u>に努める。また、これと併せて一般市民に対しても危険物の正しい貯蔵、取扱い等についての啓発に努める。</p>	<p>表記の整備</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>4 火災予防思想の普及</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p><u>(3) 災害時要援護者の防火防災指導</u> <u>災害対応能力の低い高齢者等の安全確保のため、ひとり暮らし高齢者世帯等を戸別訪問して防火防災指導を実施する。</u> <u>また、集団的な防火指導にも努める。</u></p> <p>(4) ～ (11) 略</p> <p>5 ～ 7 略</p> <p>第2 略</p>	<p>4 火災予防思想の普及</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p><u>(3) 高齢者世帯の防火指導</u> <u>ひとり暮らしの高齢者世帯等を戸別訪問し、住宅用火災警報器の普及啓発、住宅における火気管理を始めとする防火指導等を実施する。</u></p> <p>(4) ～ (11) 略</p> <p>5 ～ 7 略</p> <p>第2 略</p>	<p>高齢者世帯への防火指導の実施に伴う修正</p>
23	125	<p>第18節 津波対策</p> <p>第1 略</p> <p>第2 対策</p> <p>1 略</p> <p>2 津波対策の基本的事項とその普及略</p> <p>(1) 地域住民</p> <p>ア 略</p> <p>イ 地震を感じなくても、<u>津波警報や大津波警報</u>が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。</p> <p>ウ～エ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>第3～第5 略</p>	<p>第18節 津波対策</p> <p>第1 略</p> <p>第2 対策</p> <p>1 略</p> <p>2 津波対策の基本的事項とその普及略</p> <p>(1) 地域住民</p> <p>ア 略</p> <p>イ 地震を感じなくても、<u>津波注意報や津波警報、大津波警報</u>が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。</p> <p>ウ～エ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>第3～第5 略</p>	<p>避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴う修正</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
24	128	<p>第19節 危険物等災害予防計画 略</p> <p>第1 危険物、指定可燃物及び毒物・劇物</p> <p>1 略</p> <p>2 防災意識の向上 危険物施設等を保有する事業所の<u>所有者、管理者等</u>に対し、日頃から防災意識の向上に努めるとともに、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、<u>火災予防運動、危険物安全週間等</u>の機会をとらえて講習会等各種行事を開催し、危険物等に関する知識や防災意識の<u>向上等保安教育</u>の強化に努める。</p> <p>3～4 略</p> <p>第2～第3 略</p>	<p>第19節 危険物等災害予防計画 略</p> <p>第1 危険物、指定可燃物及び毒物・劇物</p> <p>1 略</p> <p>2 防災意識の向上 危険物施設等を保有する事業所の<u>関係者</u>に対し、日頃から防災意識の向上に努めるとともに、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、<u>危険物安全週間等</u>の機会をとらえて講習会等各種行事を開催し、危険物等に関する知識や防災意識の<u>向上を図るなど、保安教育体制</u>の強化に努める。</p> <p>3～4 略</p> <p>第2～第3 略</p>	表記の整備
25	134	<p>第22節 鉄道災害予防計画 略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 各鉄道事業者の災害予防対策 【近畿日本鉄道株】</p> <p>1 安全管理のための広報、体制の整備 全国交通安全運動期間中において、踏切事故防止キャンペーンを実施し、ポスターの掲示のほか踏切通行ドライバーに安全運行を呼びかけ、非常ボタン（<u>踏切支障放置装置</u>）の取扱い方や列車防護の方法を指導する。また小学校等を訪問し、踏切の安全通行をお願いするなど社外関係機関との連携により、踏切事故の撲</p>	<p>第22節 鉄道災害予防計画 略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 各鉄道事業者の災害予防対策 【近畿日本鉄道株】</p> <p>1 安全管理のための広報、体制の整備 全国交通安全運動期間中において、踏切事故防止キャンペーンを実施し、ポスターの掲示のほか踏切通行ドライバーに安全運行を呼びかけ、非常ボタン（<u>踏切支障報知装置</u>）の取扱い方や列車防護の方法を指導する。また小学校等を訪問し、踏切の安全通行をお願いするなど社外関係機関との連携により、踏切事故の撲</p>	文言の修正

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>滅を期す。</p> <p>体制については、「鉄道災害警戒態勢」のほか、災害発生時における「異例事態対応規程」及び「運転事故処理規程」等を定め、日常から、関係社員に対し、役割、取扱いの徹底を図る。</p> <p>2～3 略</p>	<p>滅を期す。</p> <p>体制については、「鉄道災害警戒態勢」のほか、災害発生時における「異例事態対応規程」及び「運転事故処理規程」等を定め、日常から、関係社員に対し、役割、取扱いの徹底を図る。</p> <p>2～3 略</p>	
26	141	<p>第25節 原子力災害予防計画</p> <p>第1～第8 略</p> <p>第9 市民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>1～3 略</p> <p>4 市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、高齢者、障害者、外国人などの災害時要援護者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。</p> <p>5 略</p> <p>第10 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発</p> <p>災害時に的確な行動をとるためには平常時から原子力災害や放射線等に対する正しい理解を深めることが重要であることから、市は、市民等に対し必要に応じて次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行うこととし、必要な場合には原子力事業者と協力を求めるものとする。</p>	<p>第25節 原子力災害予防計画</p> <p>第1～第8 略</p> <p>第9 市民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>1～3 略</p> <p>4 市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、高齢者、障害者、外国人などの要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。</p> <p>5 略</p> <p>第10 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発</p> <p>災害時に的確な行動をとるためには平常時から原子力災害や放射線等に対する正しい理解を深めることが重要であることから、市は、市民等に対し必要に応じて次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行うこととし、必要な場合には原子力事業者と協力を求めるものとする。</p>	<p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>また、防災知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの<u>災害時要援護者</u>に配慮するとともに、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。</p> <p>1～4 略 第11～第12 略</p>	<p>また、防災知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの<u>要配慮者</u>に配慮するとともに、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。</p> <p>1～4 略 第11～第12 略</p>	<p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p>